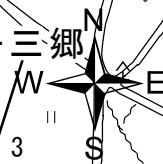


工 事 名		令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）										金抜設計書		
施 工 箇 所		安曇野市 三郷中学校												
設 計 概 要							施 工 方 法			請 負				
■三郷中学校トイレの改修工事（Ⅱ期） ・東側生徒トイレの内装、設備機器及び設備配管共 全面改修 ・上記工事に伴う仮設トイレ工事							施 工 期 間			契約日～令和7年11月28日				
							担当課			学校教育課 学校庶務担当				
							工事担当課			財産管理課 施設経営担当				
							契約保証方法			金銭的保証				
							・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。							

位置図

令和6年度（明許繰越）

三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）



三郷福祉センター
デイサービスセンター三郷

JA あづみ明盛ライスセンター

596.6

594. 5

工事場所

三郷児童館

597.4

三郷公民館 三郷支所 三郷保健センター 安曇野市役所

三郷図書館

三鄉中學校

商工会三郷支所

三鄉文化公園

602.3

三鄉小學校

一日市場公園

南部学校給食センター

倉梓橋停車場線

1:5,000

0 90 180 360 m

現 場 説 明 書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）

2. 工事場所： 安曇野市 三郷中学校

3. 工事概要： ③-1 普通教室棟のトイレ施設の全面改修工事（Ⅱ期）

- ・内装、設備機器及び設備配管共全面改修
- ・トイレ改修工事に伴う仮設トイレ工事

4. 工期（1）契約工期 契約日 ～ 令和7年11月28日

（2）その他 学校側と十分工程打合せをして施工時期を計画すること。

5. 一般事項について

（1）現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

（2）設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

（3）工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

（4）工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

（1）工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

（2）排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、

従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

(3) 児童・教員及び施設の利用者の安全に対して、十分配慮すること。

(4) 施設に係る支障事項は、事前に施設管理者へ報告を行い、作業内容等十分な配慮を行うこと。

(5) 契約後に提示する行事及び下記(6)に記載した事項を確認・協議して工程を計画すること。また、可能な限り工事期間の短縮をすること。

(6) 改修工事については、夏休み期間を含め施設を運営しながらの施工となるため、施工期間及び作業時間の調整を行い施工すること。また、学校行事(準備片付も含む)の予定があるため、打合せの上、騒音等に配慮し学校運営に支障がないよう努めること。

(7) 本工事は、「週休2日工事実施要領」通期の発注者指定型週休2日工事の対象である。なお、週休2日の取組実績に応じて、単価の補正を行い、設計変更を行うものとする。(工事発注時は4週8休を想定した設計単価で積算している)

(8) 現場引き渡しにあたり、現場引き渡し検査の前に化学物質の濃度測定を行い、結果を報告すること。

(9) 生徒・保護者及び職員の移動動線には十分注意すること。搬入路、仮設足場等は事前に、監理者・監督員および施設管理者の承諾を得たのちに施工すること。

(10) 校内で他工事があった場合は適宜調整すること。

(11) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。

(12) 感染症対策は十分に講じること。

(13) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

~~(14) 残土関係~~

~~・本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。~~

~~なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。~~

~~・建設発生土~~

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

~~距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。~~

(15) この工事は執務並行型の工事である。

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

8. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後14日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1) 公共事業労務費調査等

(2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

- ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
- ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
- ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ① 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ② 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③ 過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2) 以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

~~13. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- ~~(1) セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- ~~(2) セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- ~~(3) 六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、

図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するように努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コ

ンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）
- ・工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

令和7年2月12日適用版

令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）

令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）
（建築工事）

図面リスト

	図面番号	図面名	SCALE			図面番号	図面名	SCALE			図面番号	図面名	SCALE			図面番号	図面名	SCALE	
			A 1	A 3				A 1	A 3				A 1	A 3				A 1	A 3
建築主体工事（意匠図）	A － 00	表紙	Non	Non	建築主体工事（意匠図）					電気設備工事	E － 01	電気設備工事特記仕様書	Non	Non	機械設備工事	M － 01	機械設備工事特記仕様書	Non	Non
	A － 01	図面リスト	Non	Non							E － 02	電源設備平面図1階 改修	1/250	1/500		M － 02	機器器具表	Non	Non
	A － 02	特記仕様書(1)	Non	Non							E － 03	電源設備平面図2階 改修	1/250	1/500		M － 03	給排水設備 系統図	Non	Non
	A － 03	特記仕様書(2)	Non	Non							E － 04	電源設備平面図3・PH階 改修	1/250	1/500		M － 04	給排水設備平面図(1) 現況・改修	1/50	1/100
	A － 04	特記仕様書(3)	Non	Non							E － 05	電灯コンセント設備平面図 現況・改修	1/50	1/100		M － 05	換気設備平面図 現況・改修	1/50	1/100
	A － 05	特記仕様書(4)	Non	Non															
	A － 06	解体工事特記仕様書	Non	Non															
	A － 07	工事概要・求積図・仕上表	Non	Non															
	A － 08	案内図・全体配置図	1/500	1/1000															
	A － 09	現況平面図 1階	1/250	1/500															
	A － 10	現況平面図 2階	1/250	1/500															
	A － 11	現況平面図 3・PH階	1/250	1/500															
	A － 12	改修平面図・仮設計画図 1階	1/250	1/500	建築主体工事（構造図）														
	A － 13	改修平面図・仮設計画図 2階	1/250	1/500															
	A － 14	改修平面図・仮設計画図 3・PH階	1/250	1/500															
	A － 15	平面詳細図 現況 改修	1/50	1/100															
	A － 16	立面図	1/100	1/200															
	A － 17	天井伏図 現況 改修	1/50	1/100															
	A － 18	展開図 現況 (1)	1/50	1/100															
	A － 19	展開図 改修 (1)	1/50	1/100															
	A － 20	建具表	1/50	1/100															
	A － 21	トイレブース 平面図・詳細図	図示	図示															
	A － 22	トイレブース 展開図(1)	1/50	1/100															
	A － 23	部分詳細図、家具詳細図	図示	図示															
	A － 24	仮設トイレ配置計画図	1/50	1/100															

[illegible]

8

コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1. 建築用
コンクリートブロック

(8.2.2)

2. ALCパネル

(8.4.2～8.4.6) (表8.4.2) (表8.4.3)

3. 押出成形セメント板
(ECP)

(8.5.2～8.5.5) (表8.5.1) (表8.5.2)

9

防水工事

1. アスファルト防水

(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3～表9.2.8)

種別

施工箇所

※A1-2
・A-2
・D-2
・B1-2
床型特用鋼製デッキプレートを使用したコンクリートスラブ

アスファルト ※3種
断熱工法の断熱材 厚さ (mm)
ただし、ノンフロンのもとする。

立上り部の保護
・れんがの種類 ※見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが「コンクリート」のりとする。
・乾式保護材の材料 ※押出成形セメント板 (厚さ 15mm)
製造所 評価を簿による

2. 改質アスファルト
シート防水

(9.3.2～9.3.4) (表9.3.1)

種別

AS-1

AS-2

厚さ ()

3. 合成高分子系
「ルーフシート」防水

(9.4.2) (9.4.3) (表9.4.1)

種別

厚さ (mm)

施工箇所

仕上り塗料塗り

使用分類

・S-F1 ※1.2
・S-F2 ※2.0
・S-M1 ※1.5
・S-M2 ※1.5
・S-M3 ※1.2

・シルバー ※非歩行
・カラー ※軽歩行

4. 塗膜防水

(9.5.2) (9.5.3) (表9.5.1) (表9.5.2)

種別

施工箇所

備考

・X-1
・X-2

仕上り塗料塗り
・シルバー
・カラー

・Y-1 地下外壁防水
・Y-2 Y-2工法の保護シート
※適用する ※適用しない

X-1の脱気装置
・設ける 材質 () 設置数量 (m当たり1箇所)

(1～4)についての保証)

⑤シーリング

防水工事施工者及び請負者連名の保証書 (10年) を提出すること。

※下表以外は、標仕9.7.1による。

(9.7.2) (表9.7.1)

施工箇所

シーリング材の種類 (記号)

10

石工事

1. 天然石張り

(10.2.1)

2. テラゾ張り

(10.2.1)

3. 壁の石張り工法

(10.3.2) (10.3.3) (10.5.2) (10.5.3)

4. 床及び階段の石張り

(10.6.2)

5. 階段石張りの表面処理

(10.1.5)

6. 壁内のフック掛け

(10.1.5)

7. 壁のタイル張りの工法

(11.3.3) (表11.3.2)

8. 陶磁器質タイル
型枠先付け工法

(11.2.1)

9. 既製鋼骨モルタル

(11.2.3)

10. 内装タイル ※壁タイル接着剤張り

(11.3.3) (表11.3.2)

11. 外装タイル ※密着張り

(11.3.3) (表11.3.2)

12. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

13. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

14. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

15. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

16. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

17. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

18. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

19. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

20. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

21. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

22. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

23. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

24. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

25. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

26. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

27. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

28. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

29. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

30. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

31. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

32. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

33. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

34. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

35. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

36. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

37. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

38. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

39. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

40. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

41. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

42. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

43. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

44. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

45. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

46. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

47. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

48. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

49. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

50. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

51. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

52. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

53. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

54. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

55. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

56. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

57. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

58. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

59. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

60. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

61. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

62. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

63. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

64. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

65. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

66. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

67. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

68. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

69. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

70. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

71. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

72. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

73. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

74. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

75. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

76. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

77. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

78. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

79. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

80. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

81. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

82. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

83. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

84. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

85. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

86. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

87. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

88. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

89. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

90. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

91. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

92. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

93. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

94. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

95. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

96. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

97. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

98. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

99. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

100. 船体表面の処理

(11.3.3) (表11.3.2)

14

金属工事

①鉄筋の表面仕上げ

(14.2.1)

2. 782～916及び782～916合金
の表面処理

(14.2.2) (表14.2.1)

3. 鉄の重鉛めつき

(14.2.3) (表14.2.2)

④軽量鉄骨天井下地

(14.4.4)

5. 金属成形板張り

(14.6.2) (表14.2.1)

6. 782～916製木

(14.7.2) (表14.2.1) (表14.7.1)

7. 手すり及びタラップ

(14.2.1) (14.8.2) (14.8.3) (表14.2.2)

①モルタル塗り材料

(15.2.2)

②コンクリートの直均し
仕上げ

(15.6.2) (表15.6.1)

3. 仕上塗材仕上げ

(15.6.2) (表15.6.1)

4. 珪藻土

(15.6.2) (表15.6.1)

16

建具工事

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

17

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

18

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

19

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

20

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

21

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

22

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

23

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

24

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

25

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

26

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

27

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

28

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (16.10.3)

12. 重量シャッター

(16.10.2)

13. 重量シャッター

(16.10.2)

14. オートロックドア

(16.10.2)

29

検査

1. 見本の製作等

(16.1.4)

2. 防犯建物部品

(16.1.6)

③782～916製建具

(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

④網戸

(16.3.2) (表16.3.1)

5. 鋼製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

6. 鋼製軽量建具

(16.3.2) (表16.3.1)

7. 782～916製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑧本製建具

(16.3.2) (表16.3.1)

⑨建具用金物

(16.3.2) (表16.3.1)

10. 自動ドア開閉装置

(16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

11. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.2) (1

[illegible]

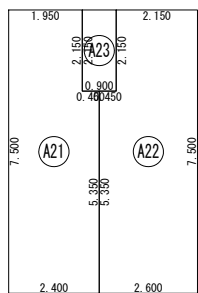
20 ユニ ツ ィ ッ ト 及 び そ の 他 工 事	10. 煙突フライング	・煙突用成形フライング材 最高使用温度 ・400℃ ・650℃ ・耐火材料 工法 ※こて押さえ 最高使用温度 ※400℃	(20. 2. 11)	(20. 2. 11)	
	11. ブラインド		(20. 2. 12)		
	12. ロールスクリーン	防炎性能 ※有り ・無し 操作方式 幅(mm) 高さ(mm) 材種 品質 備考 図示 図示 図示 図示 図示	(20. 2. 13)		
	13. カーテン		(20. 2. 14)		
	14. カーテンレール	材種 ※アルミニウム製 ・ステンレス製 形式 ・片引き ○別分け(※暗幕用は300mm以上の召合せの重ね掛とする)	(20. 2. 14)		
	15. ブラインドボックス 及びカーテンボックス	・市販品(アルミニウム製 押出し型材) 溝幅×深さ (mm) ・90×150 ※120×80 ・120×150 ・150×80 色彩 ※B-1 ・B-2(※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) ・図示			
	16. 耐震スリット				
	17. 止水板	形状 ・差込式 ・据置式 ・壁張り式 寸法			
	⑮ 天井点検口	○図示 ・材質 アルミニウム製(・顔料タイプ ・目地タイプ)			
	19. 床点検口	・図示 ・断熱仕様 ・材質 アルミニウム製 受け枠(・アルミ製 ・ステンレス製)			
	20. 鋼製書架及び物品棚				
	21. 鍵箱	市販品 形式 ・30組用 ・60組用 ・120組用			
	⑳ 靴ふきマット	○図示 ・市販品 材質 ・塩化ビニル製(コイル状 ステンレス製受枠) ・ビニル製(ステンレス製受枠) ・硬質アルミニウム製(受枠とも) ・ステンレス製(受枠とも)			
	23. 流し台ユニット				
	24. 屋内掲示板	枠の材質 ※アルミニウム製 表面の材質 ※塩ビ発泡シート張り			
	25. 洗面カウンター	材 種 ・メラミン樹脂化粧板張り(芯材:集成材) ・人工大理石(品質 ※図示) 奥行き (mm) ・約450 ・約600 ・図示			
	26. 防塵垂れ壁	・固定式 材 質 厚さ(mm) 高さ(mm) 備 考 ※網入り磨板ガラス ※6.8 ※500 アルミ製枠付き ・網入り磨板ガラス ・			
		・可動式 種 類 材 質 高さ(mm) 備 考 ・垂直降下式(巻取り型) ※不燃布 ※500 ※ガイドレール ・固定式(壁埋込型) ・可動式(天井収納型) ・回転降下式 鋼板製又はアルミ製 ※500 ※表面仕上げ ・ ※天井材張り ・			
	27. 誘導用及び 注意喚起用床材	プロセッシングはJIS T 9251による 色彩は黄色を原則とする 屋内 ※塩化ビニル製(SUS 鋼打) ・磁器又はせつ器瓦タイル(※300 ・) ・レジンコンクリート製 屋外 ※レジンコンクリート製 ・磁器又はせつ器瓦タイル(※300 ・) ・ SUS 鋼打	(19. 2. 2)		
	28. 旗竿	材 質 ※アルミニウム合金製 形 式 ※テーパー型 ・同一断面型 地上高さ (m) ・6 ・8 ・10 ・12 操作方法 ※ハンドル式 ・ロープ式 固定方法 ・埋込式 ・ベース式 ・バンド式			
29. 旗竿受金物	材種 ステンレス製SUS304				
30. フェンス	※ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス				
	31. 屋外掲示板	・図示 照明器具 ・有り ・無し 施 錠 ・有り ・無し			
	32. 車止め支柱	ステンレス製(上下式鋼内蔵型) 径114.3mm t=2.5mm H=6L+700mm ※ スプリング付き ・スプリング無し			
	33. 収納・収納家具	材 質 ※図示 形状・寸法 ※図示 ホルムアルデヒド放出量の等級 ※規制対象外 ・第三種			
	34. エキスパンション ・ジョイント金物	材質 ・アルミ ・ステンレス クリアランス ・50 ・100 ・150 耐火性能 ・有り() ・無し 防水型 ※適用する ・適用しない			
	21. 排水工事	1. 排水管 排水管用材料 (21. 2. 1)(表21. 2. 1)(表21. 3. 3) 材 種 管の種類 管形状(接合方法) ・通心力鉄筋コンクリート管 ・外圧管(・1種 ・2種) B形(ゴム挿合) ・硬質塩化ビニル管 ・V P ・V U ・ポリプロピレン強化塩化ビニル発泡三層管 ・R S-V U ・R S-V P 車道部の排水管の敷設 図示 (21. 3. 1)(21. 3. 3) ・砂基礎(地層厚さ20cm以上 材料 出砂の種類) 2. 排水桝及びふた 鉄製鉄マンホールふた (21. 2. 2) 種 類 適用荷重 ・水封形 ・密閉形(テーパー・パッキン式) ・T-2用 ・T-6用 ・簡易気密形(パッキン式) ・中蓋付密閉形 ・T-14用 ・T-20用 グレーチングふた (21. 2. 2) 材質 形式 種類 適用荷重 メンバーピッチ 上面形状 ・鋼製 ※受枠付き ・溝ふた用 ・歩行用 ※細目 ※凹凸形 ・ステンレス製 ・樹ふた用 ・T-2用 ボルト固定 ※無し ・かさ上げ用 ・T-6用 ※普通目 ※平形 ・ U字溝用 ・T-14用 ・細目 ・凹凸形 ・ T-20用 3. 浸透管及び浸透床 ・図示 4. その他の材料 ・地盤の材料 ※標仕4.6.2Iによる (21. 2. 3) ・コンクリート発注強度 ※18N/mm2 (21. 2. 3) ・鉄筋の種類 ※SD295A (21. 2. 3)(表5.2.1) ・埋戻し土 ※B種 (21. 2. 3)(表3.2.1)			
	22. 舗装工事	1. 盛土に用いる材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (22. 2. 3)(表3.2.1) 2. 遮断層及び凍上抑制層の材料 ・遮断層 ※川砂、海砂又は良質な山砂 ・凍上抑制層 ※再生クワッラン ・クワッラン ・切り込み砂利 ・砂 (22. 2. 2)(22. 2. 3) ※添加材料による安定処理 (22. 2. 2)(22. 2. 3)(表22.2.2) 種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰() ・消石灰() 添加量 kg/m3(目標CBR ※5以上) 3. 路床安定処理 ※乱した土 ・乱さない土 (22. 2. 5) 4. 路床土の支持力比試験 ※行う (22. 2. 5) 5. 路床締固め度の試験 ※行う (22. 2. 5) 6. 砂の粒度試験 ※行う (22. 2. 5) 7. 路盤材料 ※再生クワッラン(RC-40) ・クワッラン(C-40)又はクワッランスラグ(CS-40) 透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの (22. 3. 3) 8. 路盤の締固め度の試験 ※行う (22. 4. 2) 9. アスファルト舗装 (22. 4. 2)(表22.4.1) 舗 装 の 種 類 車道部の基層 カラー舗装の種類 ※アスファルト舗装 ※無し ・有り ※顔料混入加熱アスファルト混合物 ・カラー舗装 ※無し ・有り カラー舗装の着色骨材 ・着色骨材(煤成) ・着色骨材(樹脂被覆) アスファルト ※再生アスファルト ・ストレートアスファルト (22. 4. 3) 加熱アスファルト混合物の種類 (22. 4. 4)(表22.4.6) 区分 ※一般地域 ・寒冷地域 表面 ※密粒度アスファルト混合物(13) ※密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F) 基層 ・粗粒度アスファルト混合物(20) シールコート ※行わない ・行う(施工範囲) (22. 4. 5) アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22. 4. 6) 10. コンクリート舗装 (22. 5. 3) 早強セメント ※使用しない ・使用する (22. 5. 3) 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ (22. 5. 3)(表22.5.3) 増量金網 ※有り ・無し (22. 5. 3)(表22.5.4) 厚さ試験 ※行わない ・行う (22. 5. 6) 11. 透水性 アスファルト舗装 アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22. 4. 6)(22. 6. 6) 12. 排水性 アスファルト舗装 アスファルト混合物 (22. 7. 3)(表22.7.2) ※改質アスファルトⅠ型 ・改質アスファルトⅡ型 タックコート用ゴム入りアスファルト乳剤の種類 (22. 7. 3)(表22.7.3) 適用時期 種 類 下記以外 P K R-T 1 冬 期 P K R-T 2 アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22. 7. 6) 13. ブロック系舗装 (22. 8. 2)(22. 8. 3) ・コンクリート平板舗装(コンクリート平板は、JIS A5371の平板) 種 類 寸法 (mm) 厚さ (mm) 目 地 材 ※普通平板 (N) ※300角 ※60 ※砂 ・透水平板 (P) ・モルタル			
	14. 路面標示用塗料	JIS K5665(路面標示用塗料)による 種類 施工 適用 色 幅(mm) 厚厚さ(mm) 揮発性有機溶剤の含有率 ・1種 常温 液状 ※白 ※150 ※1.0 塗料総質量に対して ・2種 加熱 5%以下 ※3種1号 熔融 粉体状			
	23. 植栽工事及び屋上緑化工事	1. 樹木の植栽基盤整備 芝及び地被類 (23. 2. 2)(23. 2. 3)(表23.2.1)(表23.2.2) 通 用 有効土層の厚さ(cm) 工 法 整備範囲 ※行う ・行わない ※20 ・ ※B種 ※植栽範囲 ・図示 樹木 (23. 2. 2)(23. 2. 3)(表23.2.1)(表23.2.2) 樹 木 の 樹 高 有効土層の厚さ(cm) 工 法 整 備 範 囲 ・12以上 ※100 ・120 ・150 ※A種 ・葉落りの範囲 ・7以上～12未満 ※80 ・100 ・B種 ただし、根木は植栽範囲 ・3以上～7未満 ※60 ・80 ・C種 ・図示 ・3未満 ※50 ・D種 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。 ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで補充土層で盛土を行う。 ※現場発生の良質土 ・客土(※畑土 ・黒土) (23. 3. 2) ※適用する (23. 3. 2)(23. 4. 2) 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 バーク堆肥 有機物の含有量(乾物) : 70%以上 炭素窒素比(C/N比) : 35以下 腐付け交換容量(乾物) : 70meq/100g以上 pH : 5.5～7.5 水分 : 55～65% 幼植物試験の結果 : 生育阻害その他の異常を認めない 発酵下水汚泥コンポスト 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植栽試験の調査の結果、害が認められないものとする。 ヒ素 : 0.005%以下 炭素窒素比(C/N比) : 20以下 カドミウム : 0.0005%以下 pH : 8.5以下 水銀 : 0.0005%以下 水分 : 50%以下 ニッケル : 0.05%以下 窒素全量(現物) : 0.8%以上 クロム : 0.05%以下 リン酸全量(現物) : 1.0%以上 鉛 : 0.01%以下 アルカリ全量(現物) : 15%以下 有機物の含有量(乾物) : 35%以上 4. 支柱材 ※杉、ひのき又はかば松(皮はぎもの、間伐材) ※加圧式防腐処理 (23. 3. 2) ・真竹(良質な2年生以上) 5. 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも (23. 3. 2) 6. 芝張り 種類 ※こうりん芝 ・野芝 (23. 4. 2) 工法 ・目地張り ・べた張り 7. 枯補償等 新植樹木の枯補償の期間 ※1年 ・ (23. 3. 4) 移植樹木の枯損補償の期間 ※1年 ・ (23. 3. 6) 芝及び地被類の枯補償の期間 ※1年 ・ (23. 4. 7)(23. 3. 4) 8. 屋上緑化 (23. 5. 2)(23. 5. 3) 植栽基盤及び材料 ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 ・管理型 保水・排水層 ・軽量骨材(層の厚さ:) ・板状成形品 遮込み用土 ※改良土 ・人工軽量土 樹木の樹種、寸法、株立数、寸法等 ※図示 ・ 透水路、保水路及び排水層等 ・屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示 ・ 工法 (23. 5. 4) 支柱 ・設置する (種類 ・図示 ・) かん水装置 ・設置する (工事区分は図示による)			
	24. 工事現場の環境改善・建設副産物及びISO関係	①工事現場の環境改善について 工事現場のイメージアップ ○取組の推進 地域住民への情報提供 ・完成予想図の設置 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・現場見学会の開催 住民に対する災害防止関係 ○現場出入口周辺への誘導員の配備(現場に大型車両が出入りする時、及び危険な作業をする時等) ②産業廃棄物の取扱いについて (1)解体工事を伴う場合は、別途の解体工事仕様書によること。 (2)廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。))に基づき、適正に行うこと。 (3)廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づき処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施行前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運輸車両一貫並びに処分地の案内図を監督員に提出すること。 (4)しゅん工したときは、積込み状況の写真、処分状況の写真、処分状況の写真、マシンの写真、E票及びE票の写しを監督員に提出すること。 (E票及びE票はマシンの交付交付90日(特別管理産業廃棄物は60日)、E票は180日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は、監督員と協議すること。) 対象工事：リサイクル法に規定する一定規模以上の工事又は工事規模が1千万円以上の工事 ③再生資源利用促進計画書等について 「再生資源の利用の促進に関する法律」(以下「リサイクル法」という。))に基づき、請負者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承認を受けること。また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。 ④ISO 14001関係 (1)現場で使用する機械は、低騒音、低振動、低排ガス型施工機械とすること。 (2)夜間、早朝等の移動を避けること。ただし、監督職員の承認を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定するときは影響の少ないルートを選定すること。 (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。 (4)地盤改良によって、周辺への水質、土壌など地下水に影響を与えるおそれがある場合は監督職員と協議を行うこと。 「参考資料」：平成12年3月24日付、建設省技発第49号、同建設第10号(改正平成13年4月20日) 「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」 (5)熱帯材型枠等は、繰り返し使用しないこと。 資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し過積載を行わないよう計画すること。また、飛散の恐れがあるものについては、飛散しないよう処置を行い運搬すること。			
	25. その他	①保険等 ②その他 (1)本建築引渡しまで請負者は工事的目的、工事材料等について火災保険を掛けないといけない。 (2) 工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。 (1)暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害者を速やかに警察に提出すること。 (2) 工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をすること。 (ただし工事請負代金総額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。) 登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出すること。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 ① 工事受注時 契約締結後10日以内 ② 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 ③ 工事完成時 工事完成後10日以内 (連絡先: (財)日本建設情報総合センター Tel.03-3505-2973) (3)下請負契約締結後、速やかに下請負人通知書を提出すること。 (4)現場施工体制において、請負者は施工体制台帳を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、監督職員に写しを提出すること。 また、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び公表の見やすい場所に掲示を行うこと。 ※施工体制台帳に記載すべき内容 ・建設業法施行規則 第14条の2第1項に掲げる事項 ・安全衛生推進者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 (5)下記業務等については、建設工事に関連性をもち、元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため施工体制台帳、施工体系図、契約書及び下請負人通知書等整備すること。また、下記業務同等と考えられるものについても、同様に整備すること。 ・交通整理員、ガードマン ・産業廃棄物処理業者 ・ダンプ運転(1人親方のダンプ運転手) ・1日で完了する請負契約、小規模な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約 ・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等日々の単価契約で行っているもの ・クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合 ・他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合(臨時雇用関係である場合を除く) (6)本工事について、公共工事労務費調査、資材調査、建設副産物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、これに協力すること。 (7)施工中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打目検査を実施する場合においては、これに協力すること。 (8)本工事において構造強度上、又は機能上必要と想定されるものについては請負者の責により施工すること。 (9)当該工事における影響で既存建築物・附属施設・周辺道路等の構造物等に振動を与えた場合は速やかに監理者と協議し、復旧に伴う費用は請負者の負担とすること。復旧における費用は請負者の負担とすること。 (10)当該工事現場への進入路へは大型機械の搬入が困難のため、機械運送に留意すること。 また、資機材の搬入について、仮設経路等の設置が必要な場合は請負者の負担において適切に設置すること。			
3. 不具合の確認	工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に不具合の確認を行い、その結果を書面で担当課長へ報告する。 (施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず施設管理者の立会いを要する。)				
		安曇野市		検 印 欄	
		工事名 令和6年度(明許様様)三郷中学校トイレ改修工事(Ⅱ期)		年月日 ----/--/--	
		図面名称 特記仕様書(4)		図面番号 A-05	

[illegible]

● 工事概要 (詳細は各階平面図他図面記載による)

工事名称	令和５年度三郷中学校トイレ改修工事		
工事場所	安曇野市三郷町奥1885-1		
主要用途	中学校		
工事種別	改修（職員及び生徒用トイレ設備の改修	機器類・配管類全面改修工事	併う建築改修工事）
敷地面積	34,269.00 ㎡		
用途地域	都市計画区域内（区域区分非設定）		
防火地域	指定なし		
建ぺい率	60%		
容積率	200% ※本工事において建築物の新築・増築は生じない		
工事内容	3棟・1・2・3階 生徒用トイレ 内装、設備機器及び設備配管全面改修		

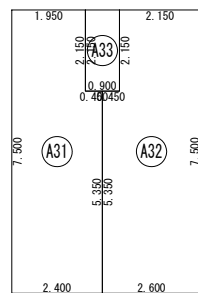
工種	部位	棟名	階数	室名	面積表 No	床面積計算	端数処理後	補助 対象 (●印)	補助対象面積	補助対象外面積
改修工事	施工部分	3	1 階	男子便所	A1	17.032500	17.03	●	17.03	
				女子便所	A2	18.532500	18.53	●	18.53	
				便所 P S	A3	1.935000	1.94	●	1.94	
		3	2 階	男子便所	A21	17.032500	17.03	●	17.03	
	女子便所			A22	18.532500	18.53	●	18.53		
	便所 P S			A23	1.935000	1.94	●	1.94		
	3 階		男子便所	A31	17.032500	17.03	●	17.03		
			女子便所	A32	18.532500	18.53	●	18.53		
	便所 P S	A33	1.935000	1.94	●	1.94				
小計					112.50		112.50	0.00		
				面積比率	100.00%		100.00%	0.00%		
仮設部分		1 階	便所周囲-階段室	A41	72.568750	72.57			72.57	
		2 階	便所周囲-階段室	A45	66.700000	66.70			66.70	
		3 階	便所周囲-階段室	A46	66.700000	66.70			66.70	
		小計				205.97		0.00	205.97	
合計						318.47		112.50	205.97	



教室棟2階男子便所		
	計 算 式	面 積
A21	17.032500	17.032500
		計(m ²)
合計		17.032500

教室棟2階女子便所		
	計 算 式	面 積
A22	18.532500	18.532500
		計(m ²)
合計		18.532500

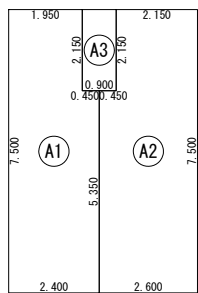
教室棟2階PS		
	計 算 式	面 積
A23	0.900×2.150	1.93500
		計 (㎡)
合計		1.93500



教室棟3階男子便所		
	計 算 式	面 積
A31	17.032500	17.032500
		計(m ²)
合計		17.032500

教室棟3階女子便所		
	計 算 式	面 積
A32	18.532500	18.532500
		計 (㎡)
合計		18.532500

教室棟3階PS		
	計算式	面積
A33	0.900×2.150	1.9350
		計(m ²)
合計		1.9350

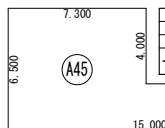


教室棟1階男子便所		
	計 算 式	面 積
A1	17.032500	17.032500
		計 (㎡)
合計		17.032500

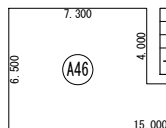
教室棟1階女子便所		
	計 算 式	面 積
A2	18.532500	18.532500
		計 (㎡)
合計		18.532500

教室棟1階PS		
	計 算 式	面 積
A3	0.900×2.150	1.935000
		計 (㎡)
合計		1.935000

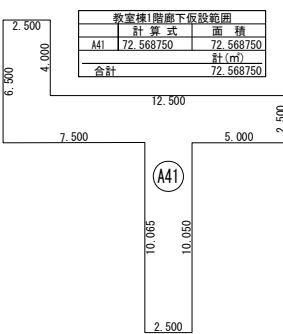
施工部分求積図 S:1/200



教室棟2階廊下仮設範囲		
	計 算 式	面 積
A45	66.700000	66.700000
		計(m ²)
合計		66.700000



教室棟3階廊下仮設範囲		
	計 算 式	面 積
A46	66.700000	66.700000
		計(m ²)
合計		66.700000

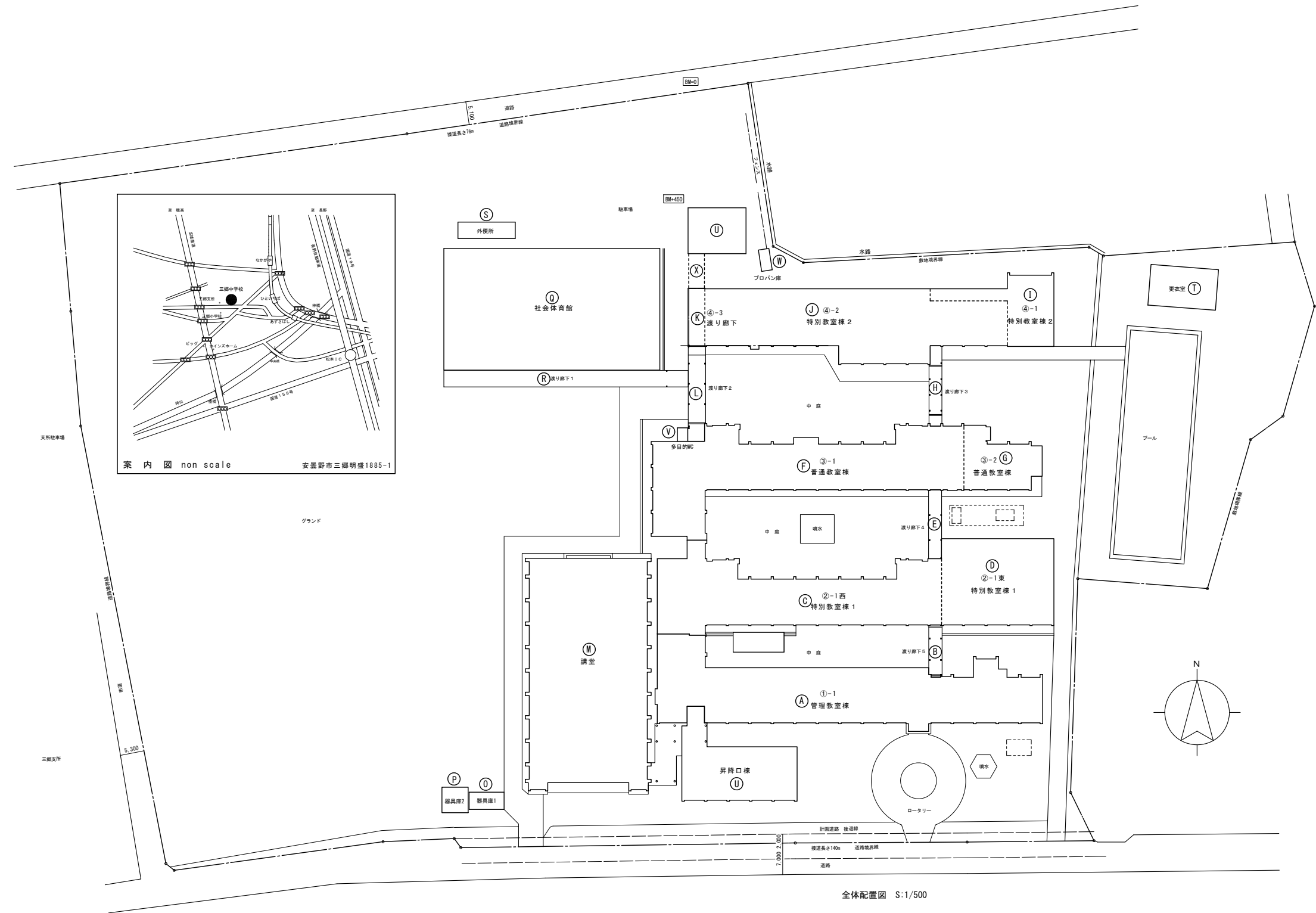


教室棟1階廊下仮設範囲		
	計算式	面積
A41	72.568750	72.568750
		計 (㎡)
合計		72.568750

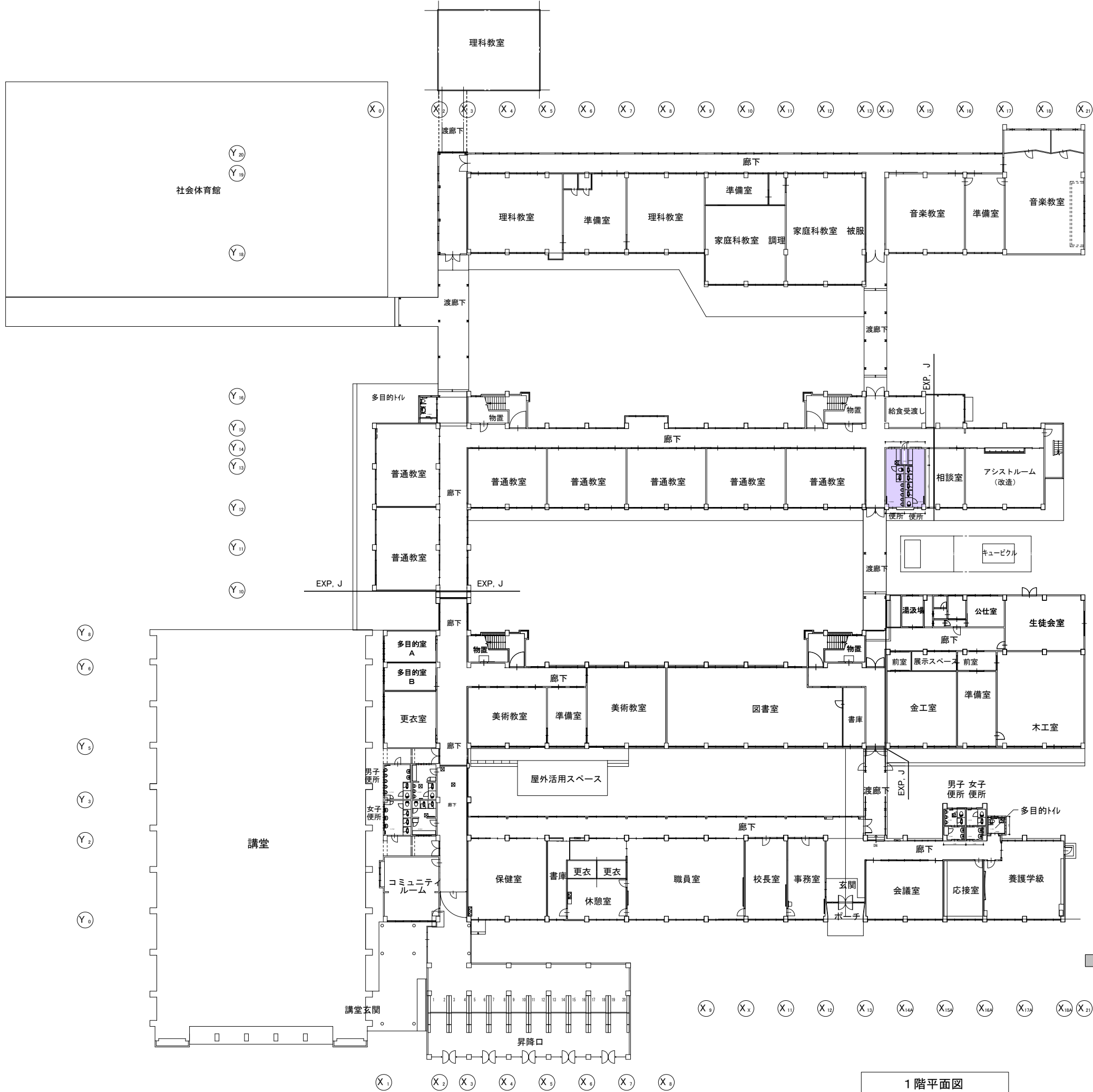
仮設部分求積図 S:1/200

内部仕上表

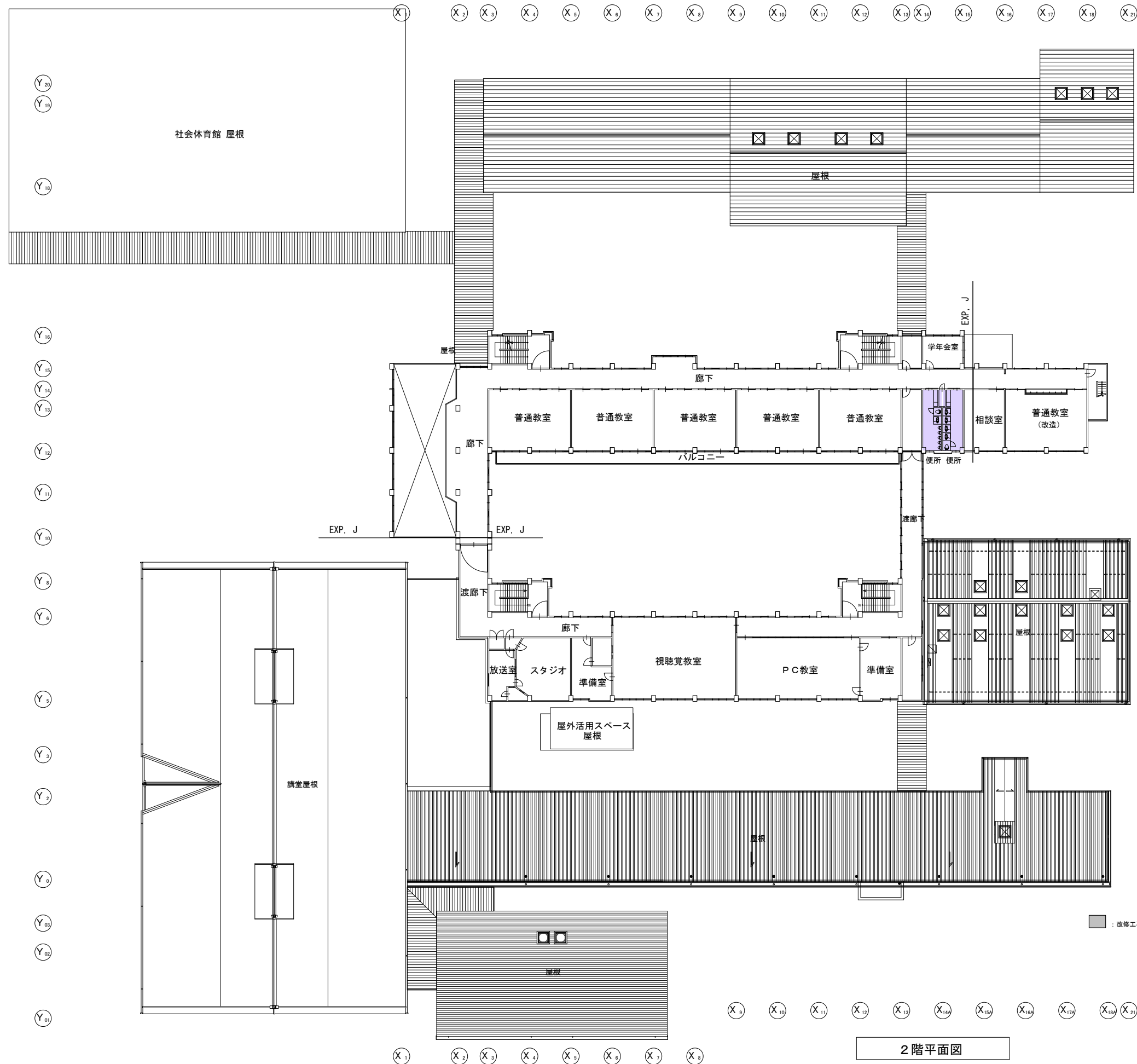
[illegible]



面 積 表										単位 - m ²
記号	建物用途	構造・階数	耐 火	建築面積	延床面積	1 階	2 階	3 階	P H 階	備 考
A	管理教室棟	RC 1	耐 火	1174.67	1170.17	1170.17				
B	渡り廊下5	S 1		29.40	21.90	21.90				
C	特別教室棟1	RC 2	耐 火	834.41	1475.20	834.41	640.79			
D	特別教室棟1	RC 1	耐 火	471.95	471.95	471.95				
E	渡り廊下4	S 2		40.40	45.91	5.38	40.53			
F	普通教室棟	RC 3	耐 火	945.25	2404.65	920.76	776.04	877.92	29.93	
G	普通教室棟	RC 3	耐 火	188.11	517.48	186.46	165.51	165.51		
H	渡り廊下3	S 1		46.27	4.46	4.46				
I	特別教室棟2	RC 1	耐 火	201.08	201.08	201.08				
J	特別教室棟2	RC 1	耐 火	882.15	882.15	882.15				
K	渡り廊下	S 1	耐 火	46.36	46.36	46.36				
L	渡り廊下2	S 1		77.30	77.30	77.30				
M	講 堂	RC 2	耐 火	1567.48	1396.92	1299.09	97.83			
N	講堂渡り廊下			86.90	75.56	75.56				
O	器具庫1	1		29.64	29.64	29.64				
P	器具庫2	1		32.77	32.77	32.77				
Q	社会体育館	S 1		1296.00	1296.00	1296.00				
R	渡り廊下1	S 1		189.00	88.08	88.08				
S	外便所	1		46.37	46.37	46.37				
T	更衣室	1		135.00	135.00	135.00				
U	昇降口棟	S 1	耐 火	367.48	332.37	332.37				
V	多目的WC	S 1		7.50	7.50	7.50				
W	プロパン庫	B 1		10.55	10.55	10.55				
U	理科室	S 1		129.24	129.24	129.24				
X	渡り廊下	S 1		21.60						
				建築面積	延床面積	1 階	2 階	3 階	P H 階	備 考
総 合 計				8856.88	10846.56	8592.37	1276.53	843.43	29.93	
敷地面積 34,269.00 m ²										



1 階平面図



Y02

Y01

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8

X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21

Y21
Y20
Y19

Y18
Y17

Y16
Y15

Y14
Y13

Y12
Y11

Y10
Y9

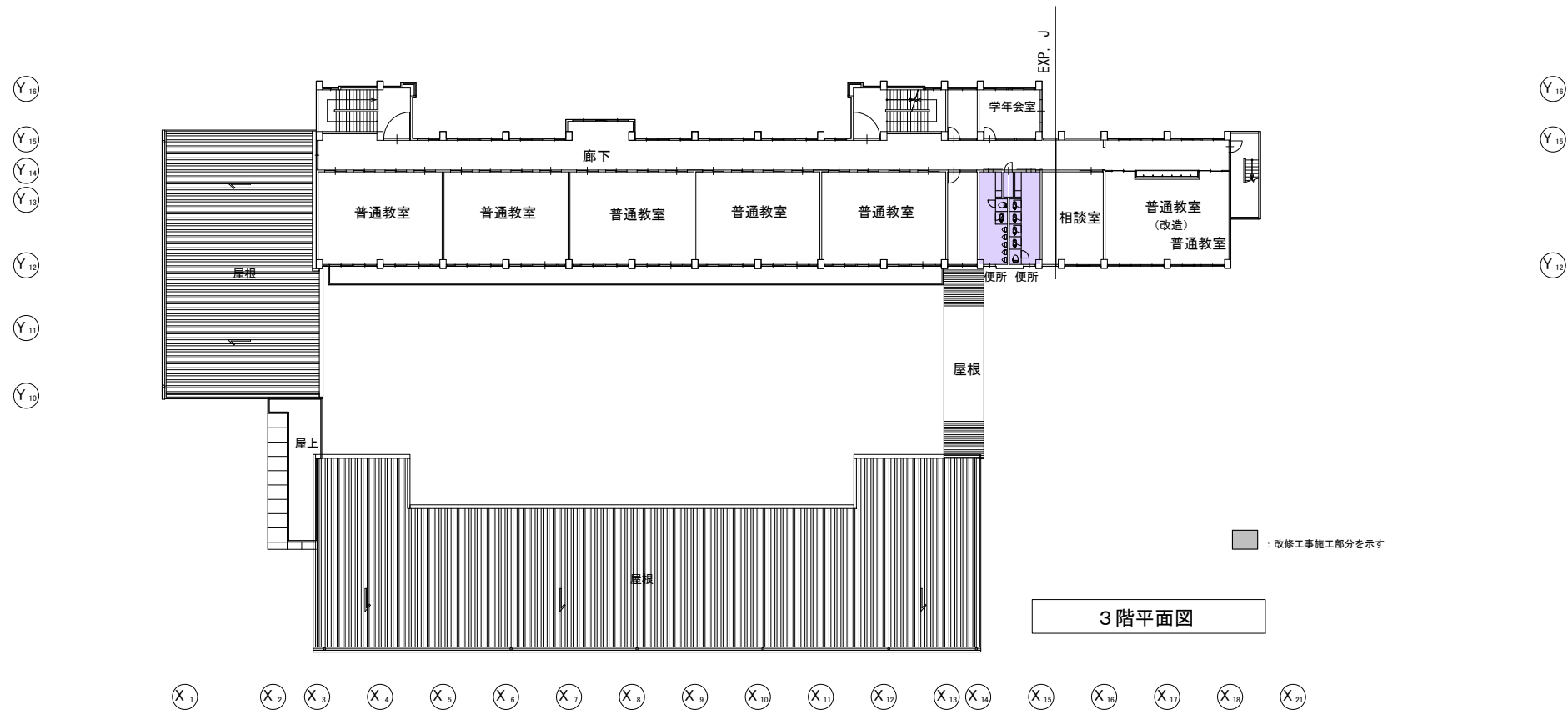
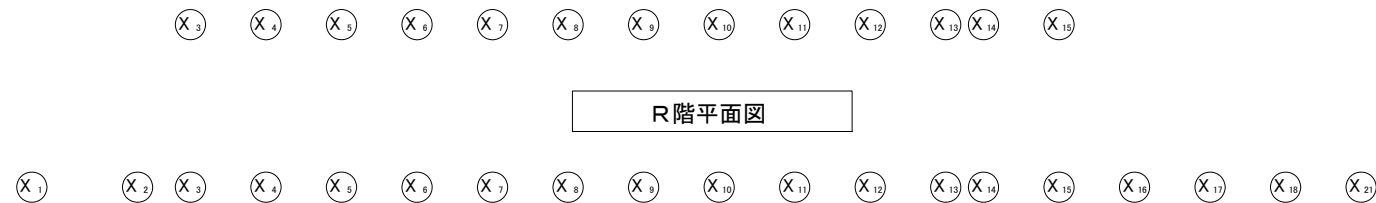
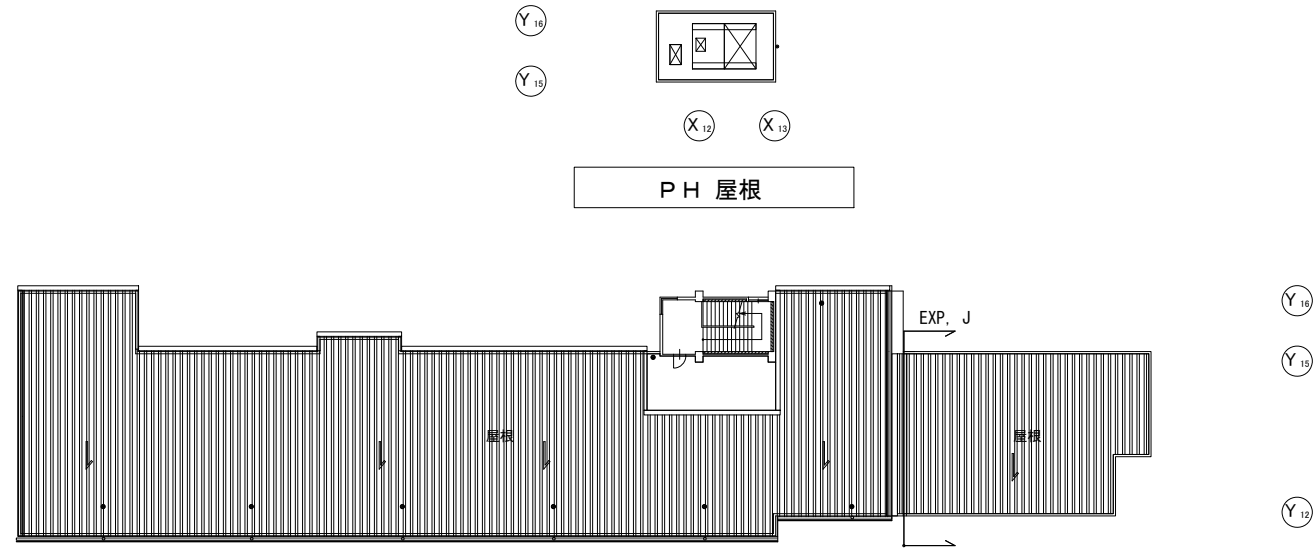
Y8
Y7

Y6
Y5

Y4
Y3

Y2
Y1

2階平面図





Y 21
Y 20
Y 19

Y 18
Y 17

Y 16
Y 15

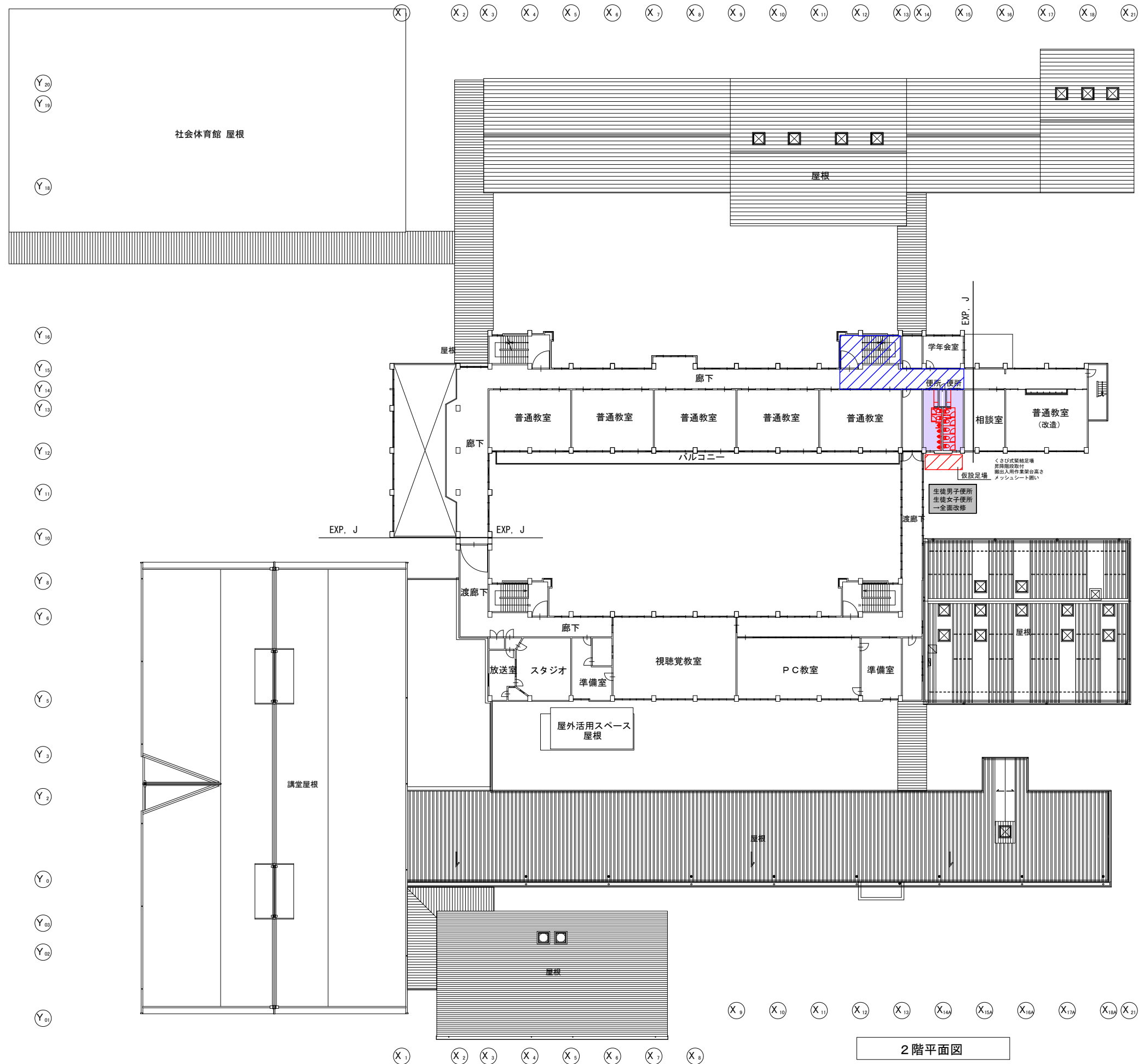
Y 14
Y 13
Y 12
Y 11
Y 10

Y 9
Y 8
Y 7

Y 6
Y 5
Y 4
Y 3
Y 2
Y 1

：改修工事施工部分を示す
：施工時の搬出入経路を示す
(搬入路養生範囲を示す)
：施工時の進入口を示す





Y02

Y01

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8

X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21

Y21
Y20
Y19

Y18
Y17

Y16
Y15

Y12

Y9

Y7

Y5

Y2

Y0

：改修工事施工部分を示す
：施工時の搬出入経路を示す
（搬入路発生範囲を示す）
：施工時の進入口を示す



2階平面図



安曇野市

担当

工事名称

令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）

図面名称

改修平面図、仮設計画図 2階

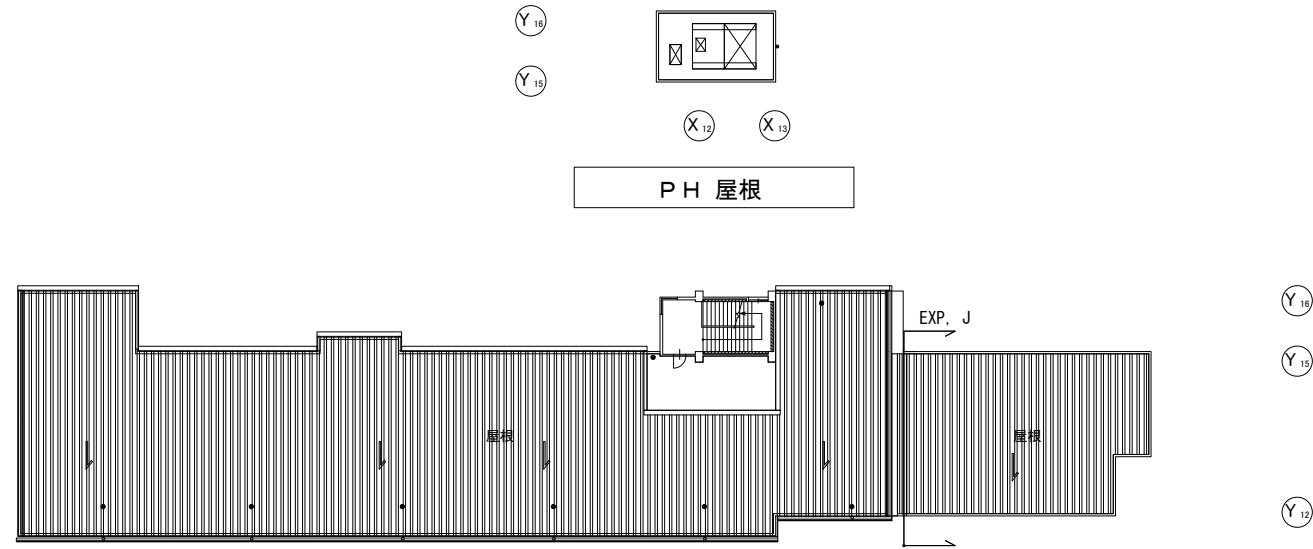
NO.

A-13

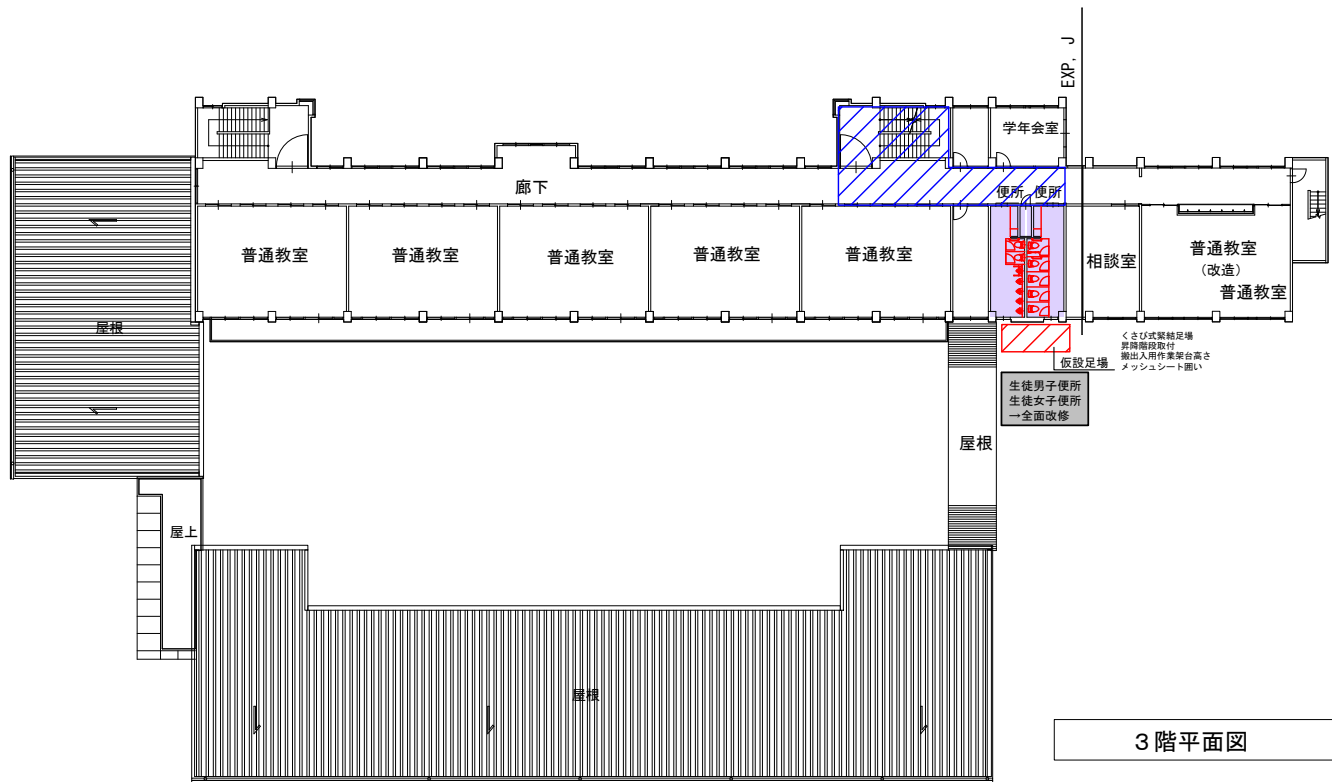
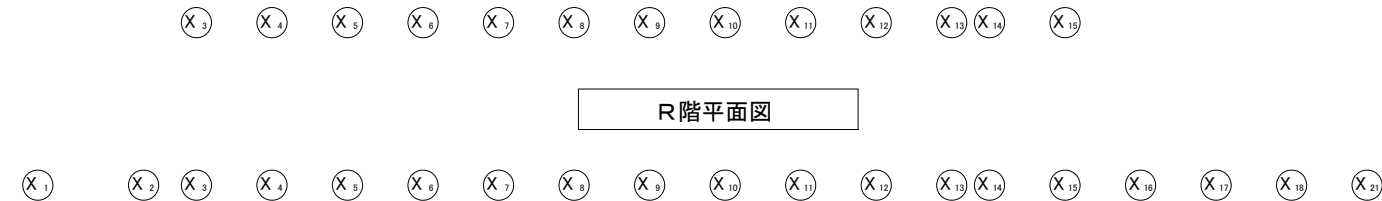
縮尺

A1:1/250 A3:1/500

日付



R階平面図

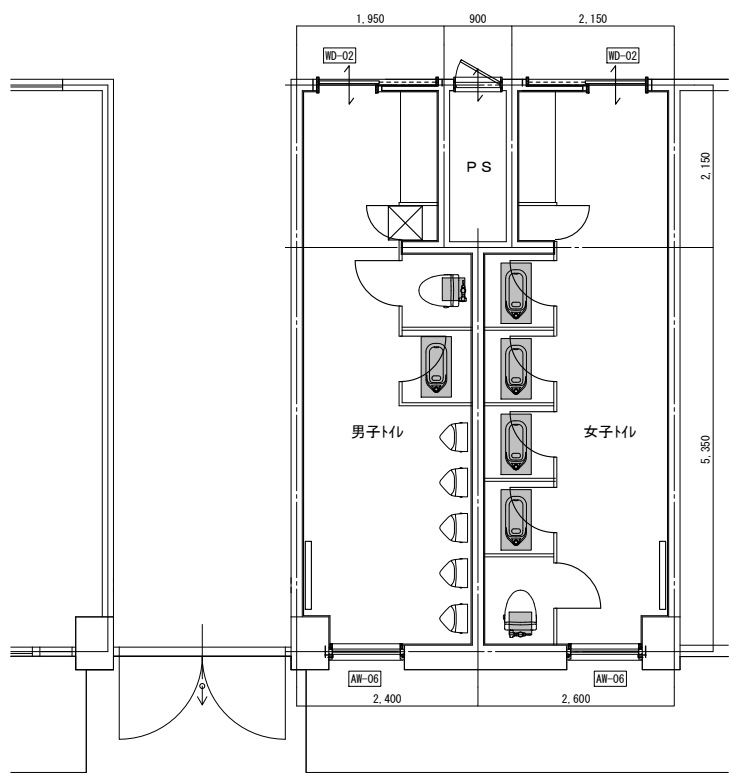


3階平面図

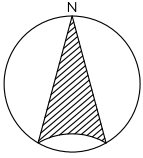
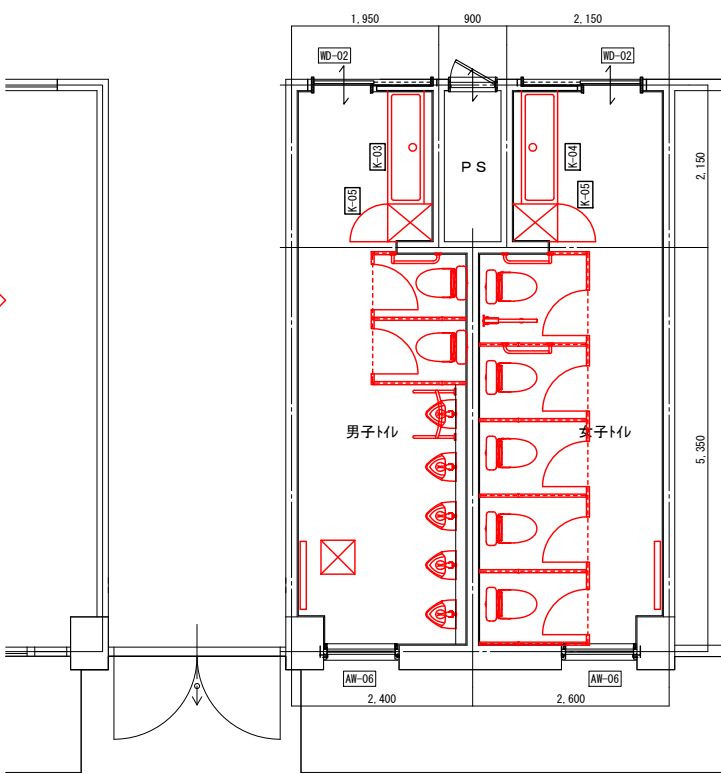


教室棟トイレ 1～3F共通

現況



改修



安曇野市

担当

工事名称

令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）

図面名称

平面詳細図 現況・改修

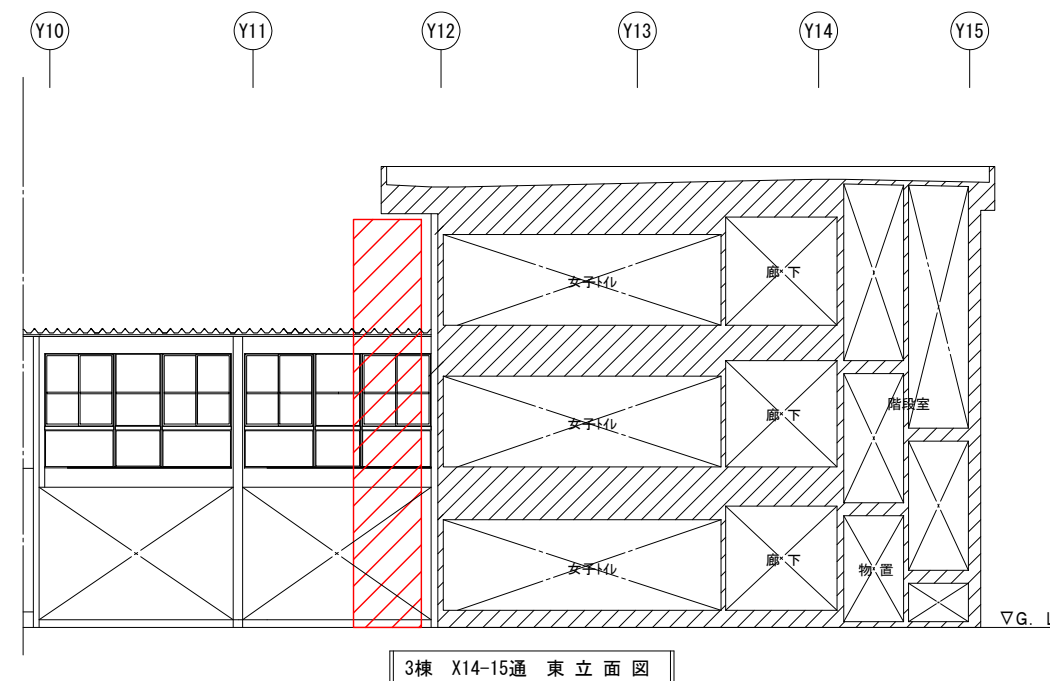
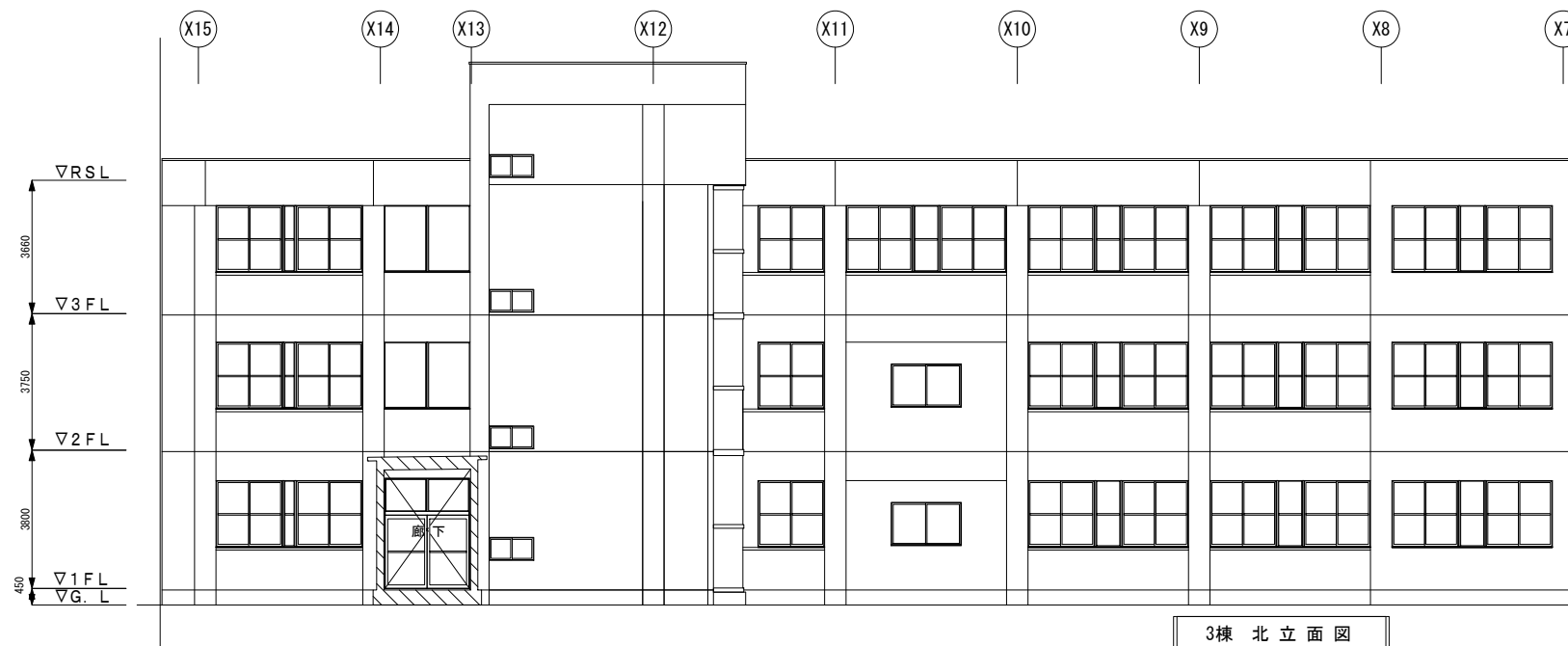
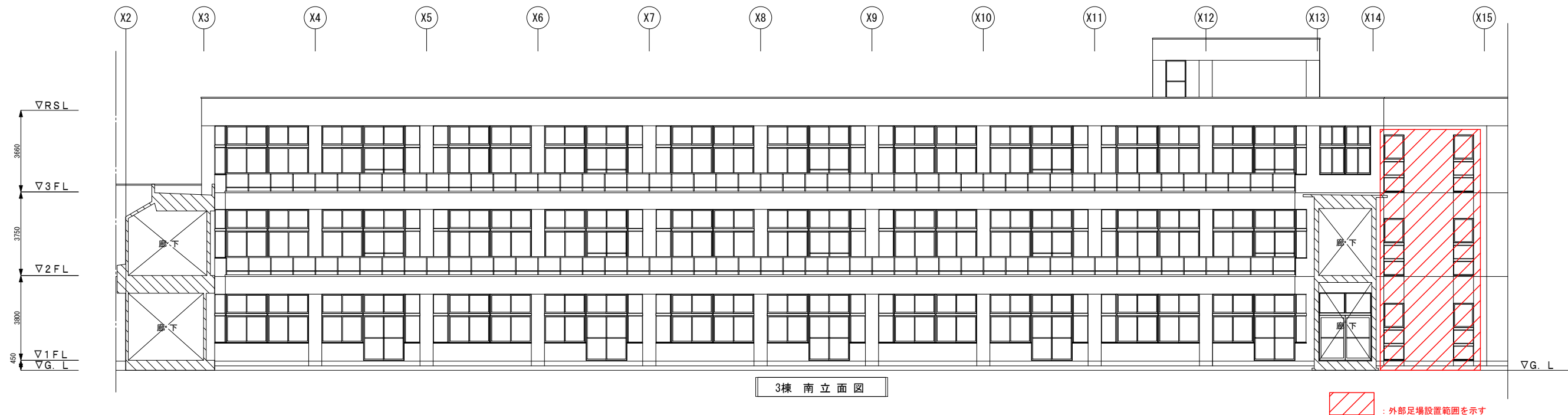
縮尺

A1:1/ 50 A3:1/100

日付

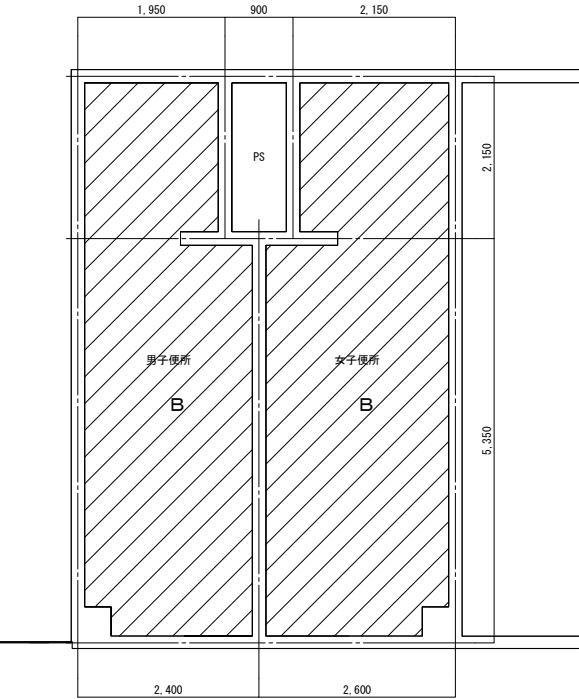
NO.

A-15

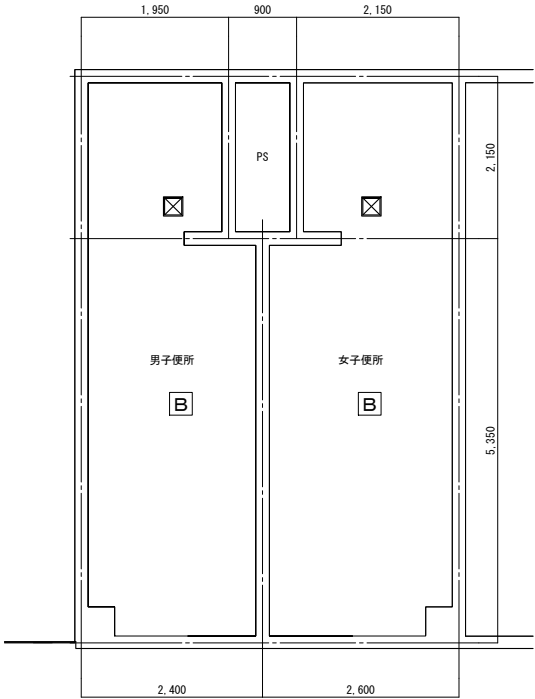


教室棟トイレ 1～3F 共通

現況



改修



天井伏図凡例	
A	化粧石膏ボード t=9.5
B	珪酸カルシウム板 t=6.0 目透かし EP塗装
C	
D	
CB	カーテンボックス
☒	天井点検口 (7&12枠) 口450 ※設置位置:現場指示

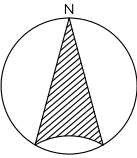
目地割りは別途指示する



: 仕上下地共撤去、新設とする



: 仕上のみ撤去部分 (仕上新設) を示す



安曇野市

担当

工事名称

令和6年度(明許繰越)三郷中学校トイレ改修工事(Ⅱ期)

図面名称

天井伏図 現況・改修

縮尺

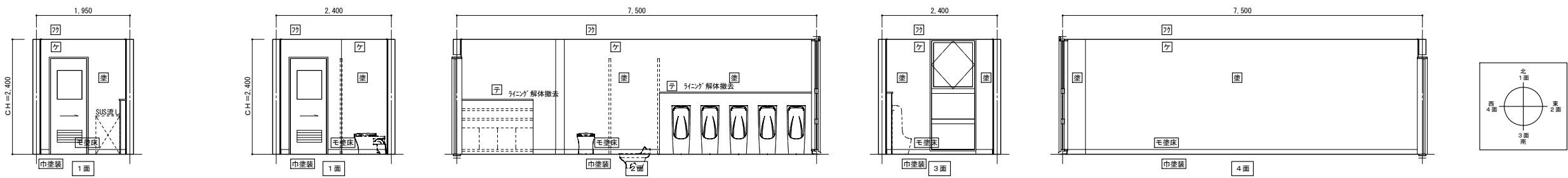
A1:1/ 50 A3:1/100

日付

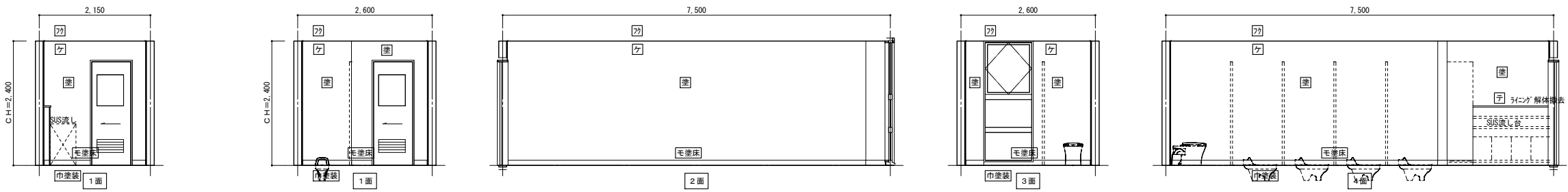
NO.

A-17

■教室棟男子便所1階～3階 共通



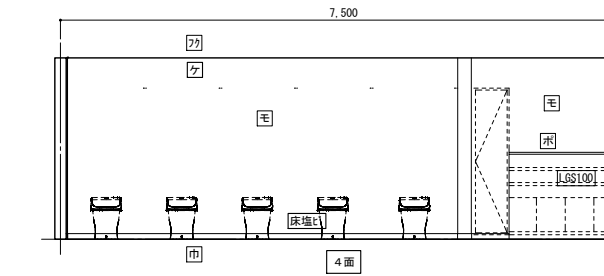
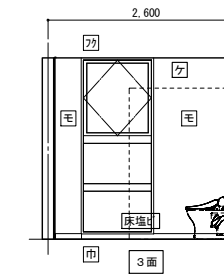
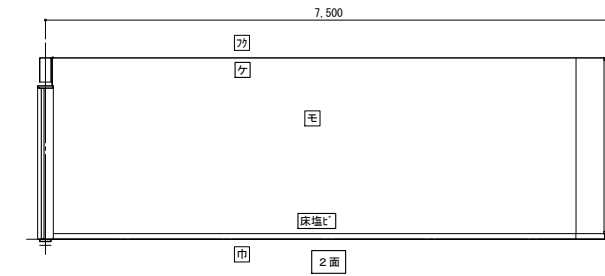
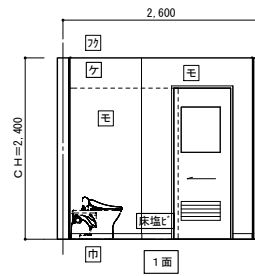
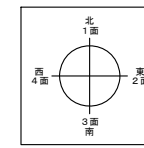
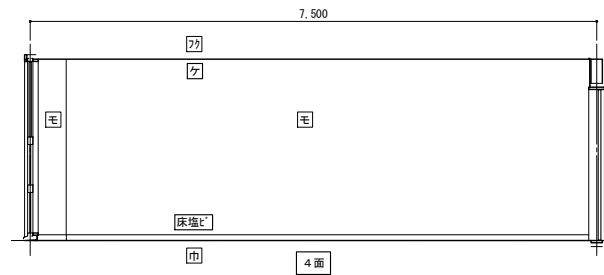
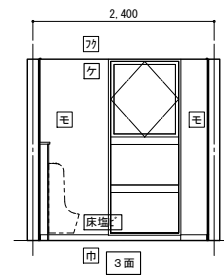
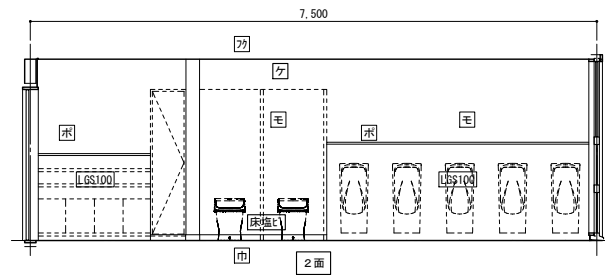
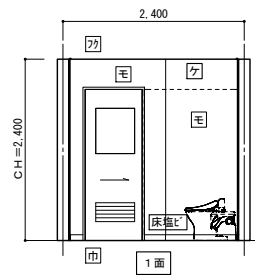
■教室棟女子便所1階～3階 共通



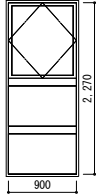
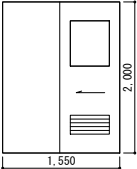
■壁下地・仕上 凡例

- ㊦ : 70℃ 廻り線
- ㊦ : ラインゲ 天板珪藻土ブロック
- ㊦ : 天井珪藻土EP塗装
- ㊦ : タイル張+モルタル下地
- ㊦ : 内壁モルタル+AEF塗装
- モ塗床 : モルタル塗床
- LGS100 : LGS100+耐水ゲート下地+タイル
- 市 : ソフト巾木
- ㊦ : ラインゲ CB下地+珪藻土塗装
- 市塗装 : 巾木珪藻土塗装



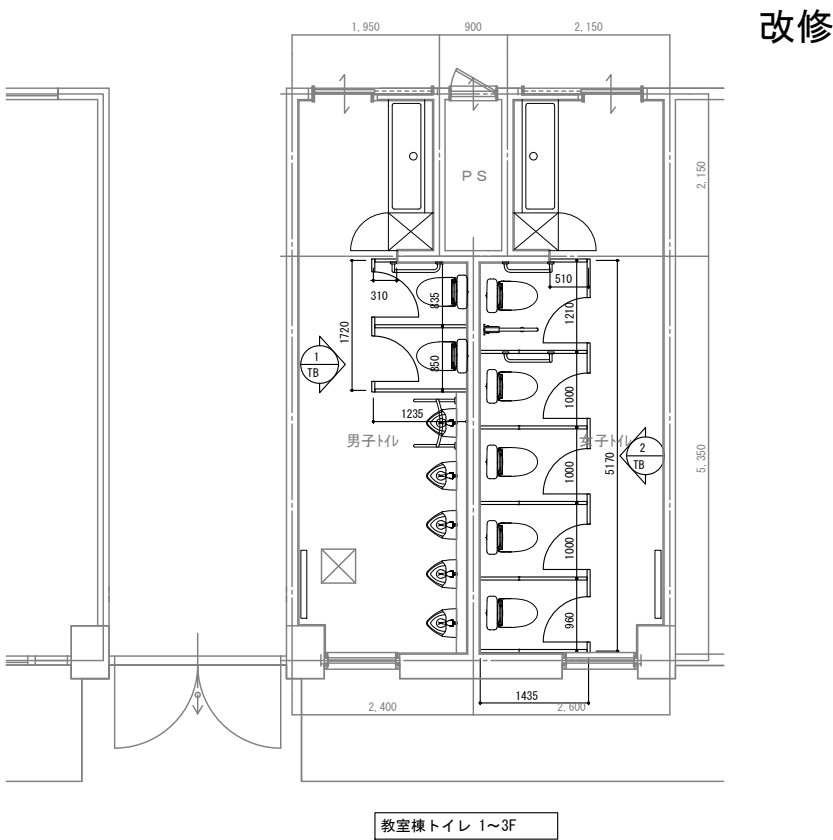


ワ	: ワリ ^① 廻り縁目造し
ホ	: ライン ^② グ 天板 ^③ ストラム
モ	: モルタル満堂下地+不燃化乾板張
タ	: タイル ^④ モルタル満堂下り下地+不燃化乾板張
塞	: ボード下地+EP塗装
耐	: 耐水石膏 ^⑤ -ド下地+不燃化乾板張
LGS100	: LGS100 ^⑥ 耐水 ^⑦ -ド下地+不燃化乾板張
巾	: ソフト巾木
ク	: 天井 ^⑧ タイル板+EP塗装
床塩^⑨	: 床長尺塩 ^⑩ -ド ^⑪

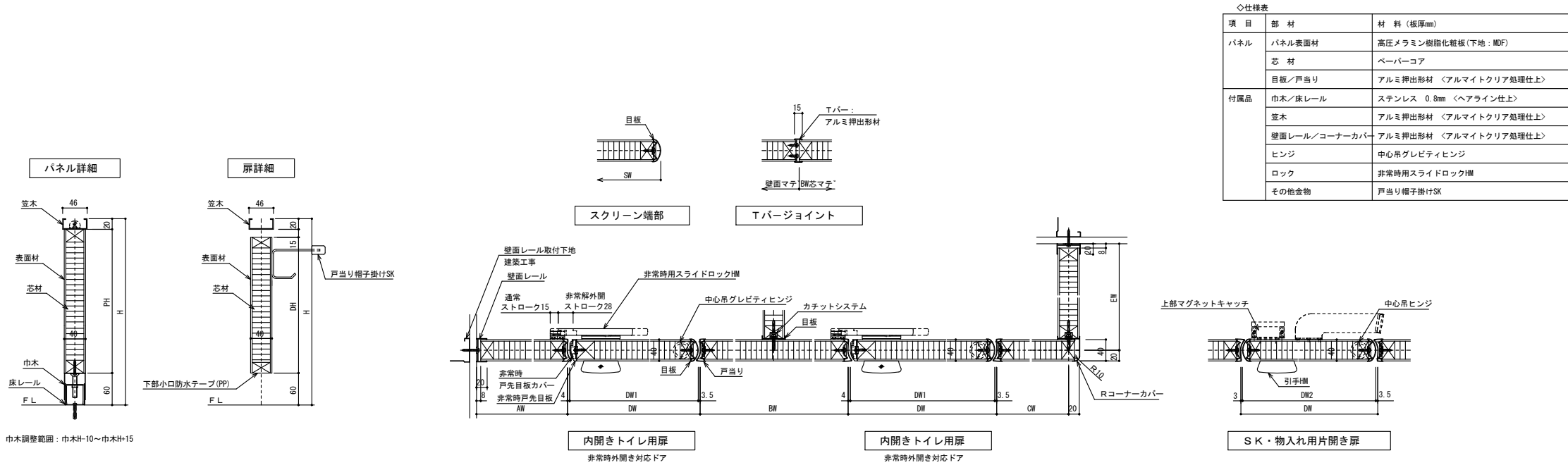
記号	AN 06	6ヶ所	NO 02	6ヶ所				
姿 図	既存のまま 		新設 					
部 屋 名	教室棟男女トイレ		職員男女手洗					
型 式	回転式+FIX		片引き					
材 質	7A型		7A型					
見 込	70		40					
仕 上	-		ステン化板					
ガ ラ ス	型 網入6.8		型 7A型 網入3.0					
金 物	附属金物一式		付属金物一式、7A型					
備 考			明かり窓7A型、引手金物					
記号								
姿 図								
部 屋 名								
型 式								
材 質								
見 込								
仕 上								
ガ ラ ス								
金 物								
備 考								
記号								
姿 図								
部 屋 名								
型 式								
材 質								
見 込								
仕 上								
ガ ラ ス								
金 物								
備 考								
記号								
姿 図								
部 屋 名								
型 式								
材 質								
見 込								
仕 上								
ガ ラ ス								
金 物								
備 考								

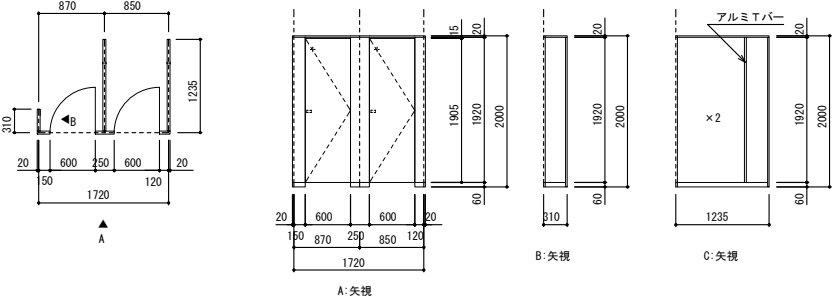
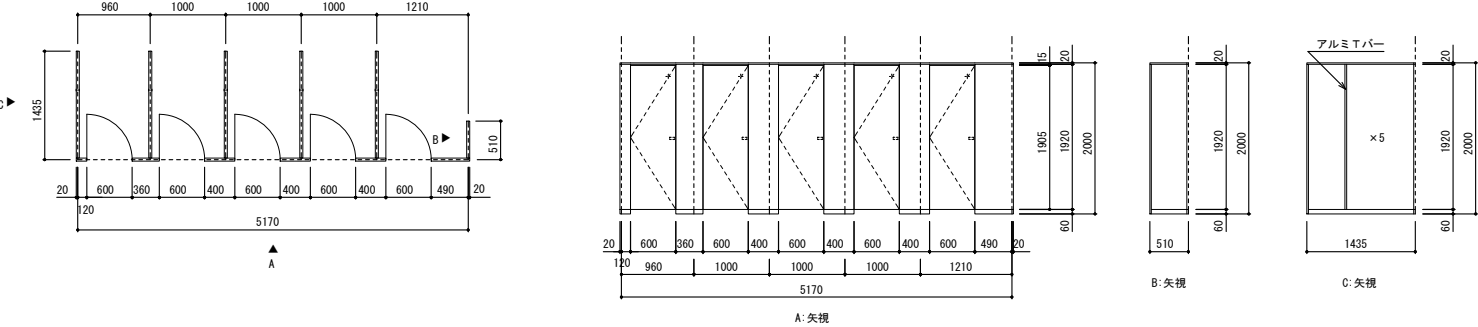


■トイレブース平面図 S：1／50



■トイレブース 断面詳細図 S：1／15

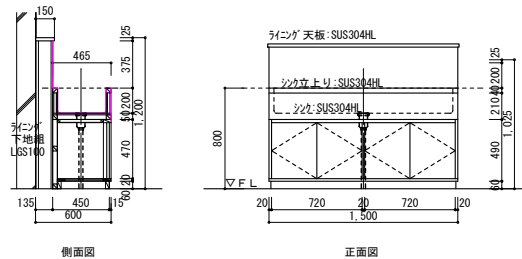


記 室 号 名	1 TB 教室トイレ1～3F	3カ所	2 TB 教室トイレ1～3F	3カ所
	形状 寸法 		形状 寸法 	
名 称	トイレブース			トイレブース
見 込	40			40
仕 上	高圧メラミン樹脂化粧板(下地：MDF2.5T)			高圧メラミン樹脂化粧板(下地：MDF2.5T)
金 物	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール			笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール
備 考	小松ウオール工業 TB-GPR 同等品			小松ウオール工業 TB-GPR 同等品
記 室 号 名				
形 状 寸 法				
名 称				
見 込				
仕 上				
金 物				
備 考				
記 室 号 名				
形 状 寸 法				
名 称				
見 込				
仕 上				
金 物				
備 考				



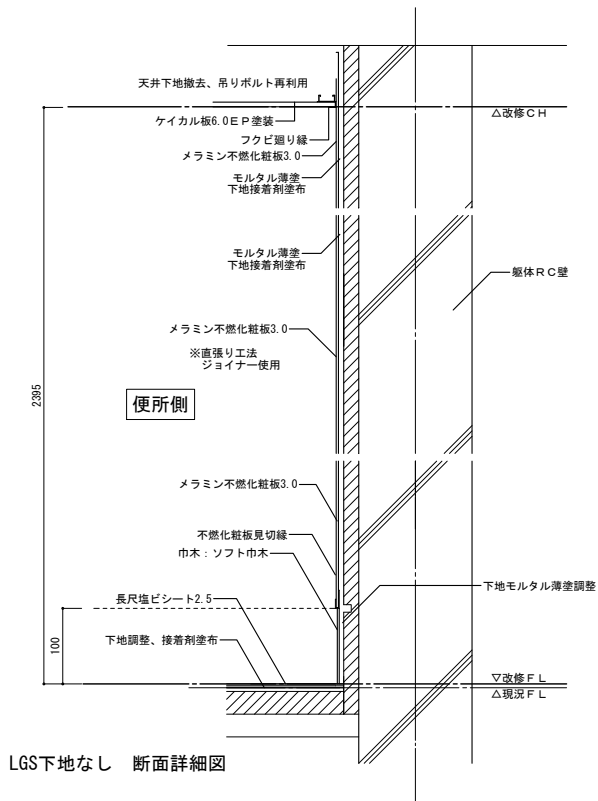
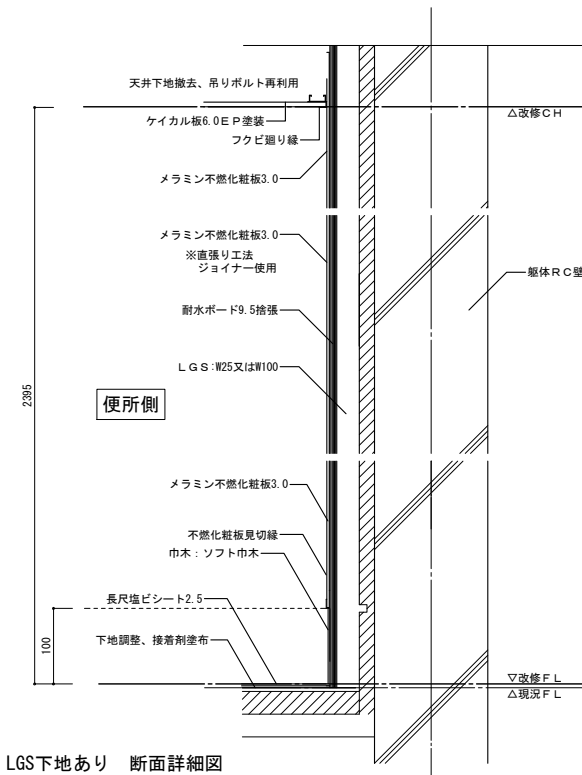
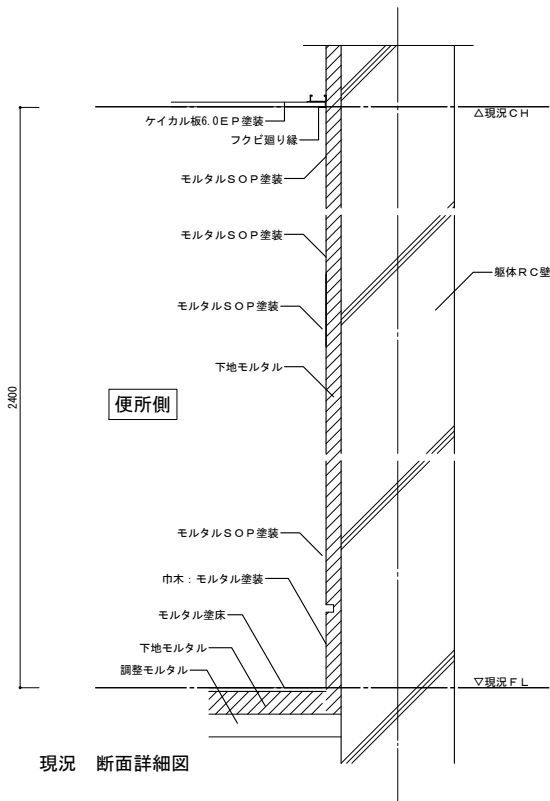
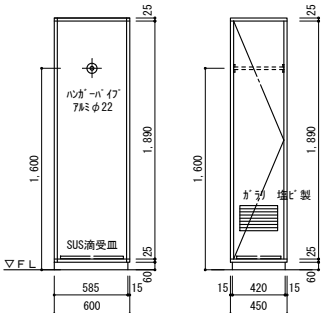
■ 流し台 詳細図 S:1/30
面材：アクリル化粧板
木口：アクリル化粧板
塗装仕上

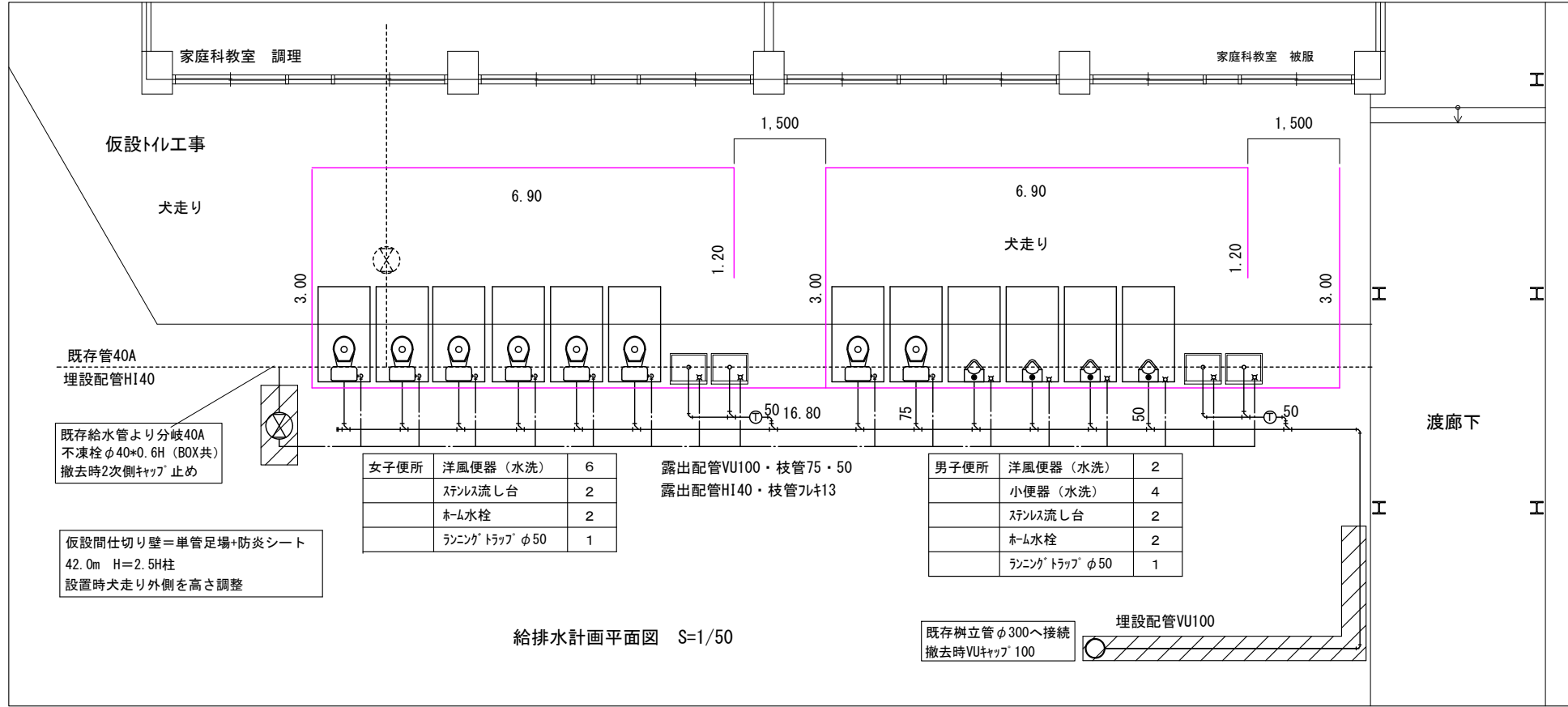
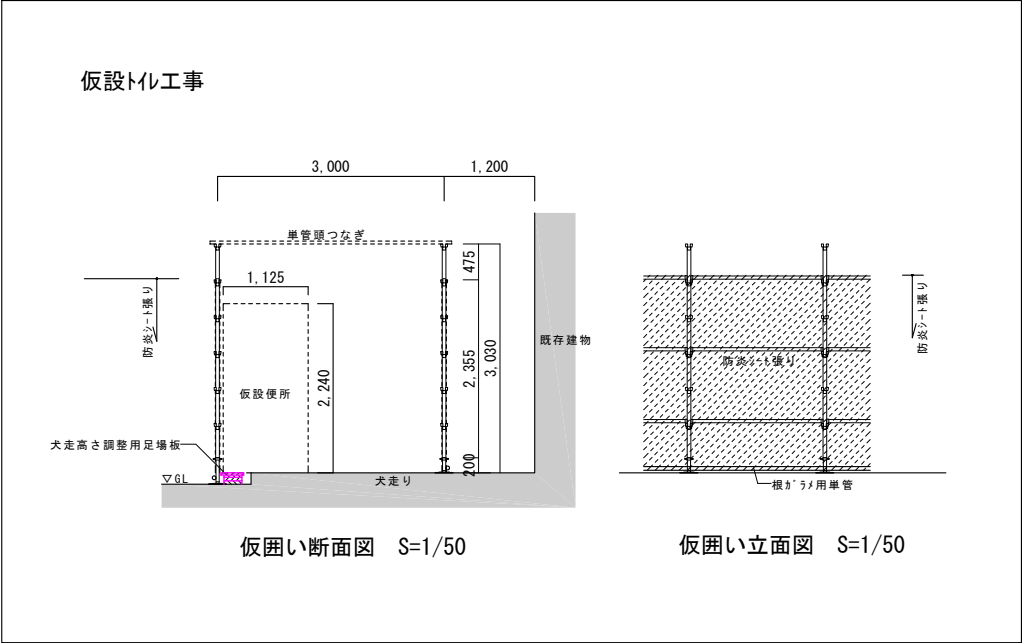
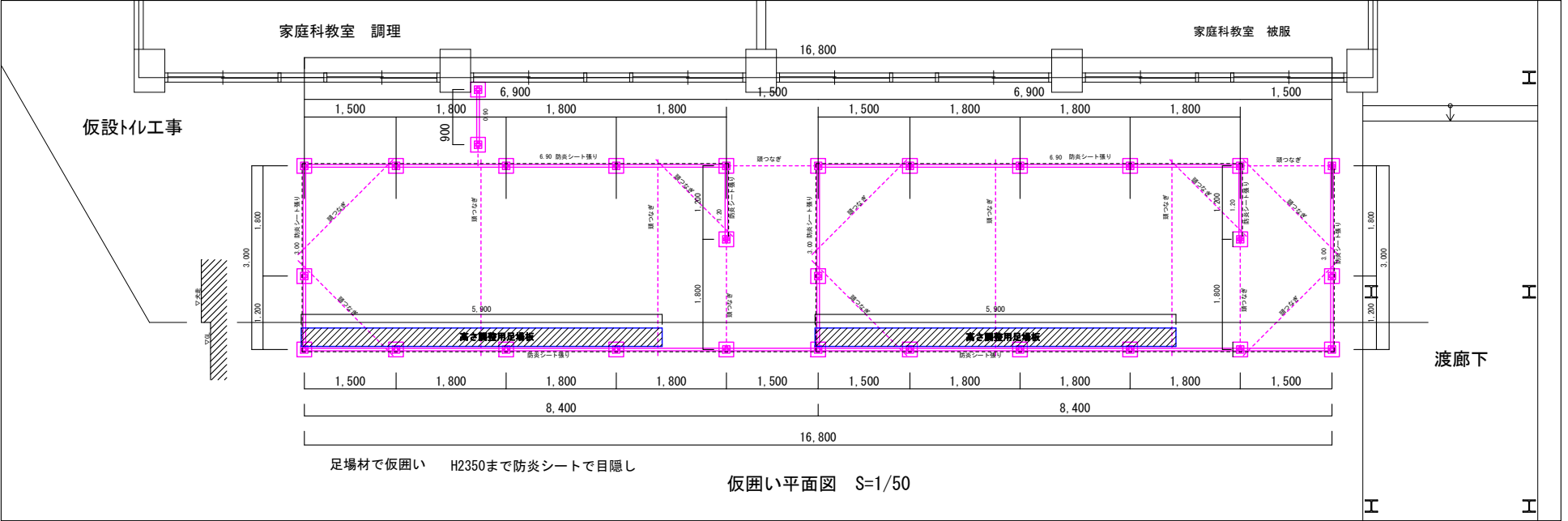
・ K-03 W=1500
・ K-04 W=1500



■ 掃除用具入 詳細図 S:1/30
流し台と組合せ

※家具共通仕様
面材：アクリル化粧板（単色）
木口：アクリル化粧板仕上
背板：アクリル化粧板（単色）
・ K-05





電 氣 設 備 工 事

1 工事概要

1 工事場所

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分	備 考
三郷中学校	R C	3	10,846.56	(7)項	

3 工事種目

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
		○			
電 灯 設 備		○			
動 力 設 備	幹線、分岐 分電盤改修				
電 熱 設 備	幹線、分岐				
雷 保 護 設 備					
受 変 電 設 備					
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置				
発 電 設 備					
構内情報通通信設備	LAN用配管				
構内交換設備	電話設備				
情報表示設備	時計設備				
映像・音響設備					
拡 声 設 備					
誘導支援設備	インナーホントイレ呼び出し器				
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備	予備配管				
自動火災報知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備	非常放送装置				
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
昇 降 機 設 備					

4 図 面 目 録

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

Ⅱ 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書（共通事項）」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項																		
① 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。																		
② 機材の品質・性能証明	使用する機材が、社団法人・公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」等によって所定の評価を受けている場合は、監督職員への機材の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。																		
3 化学物質を発散する 建 築 材 料 等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。 （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （５）上記（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを行い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">規 制 対 象 外</td><td>①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品</td></tr> <tr> <td>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td></tr> <tr> <td>③下記表示のあるJAS規格品</td></tr> <tr> <td>a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td></tr> <tr> <td>b 接着剤等不使用</td></tr> <tr> <td>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第 三 種</td><td>d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</td></tr> <tr> <td>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>④JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品</td></tr> <tr> <td rowspan="3">第 三 種</td><td>②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品</td></tr> <tr> <td>③旧JISのE○規格品</td></tr> <tr> <td>④旧JASのF○○規格品</td></tr> </tbody> </table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規 制 対 象 外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	③下記表示のあるJAS規格品	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	b 接着剤等不使用	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用	第 三 種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	④JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品	第 三 種	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品	③旧JISのE○規格品	④旧JASのF○○規格品
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料																		
規 制 対 象 外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品																		
	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																		
	③下記表示のあるJAS規格品																		
	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																		
	b 接着剤等不使用																		
	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用																		
第 三 種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																		
	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用																		
	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																		
	④JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品																		
第 三 種	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品																		
	③旧JISのE○規格品																		
	④旧JASのF○○規格品																		

4 電気保安技術者

- | | |
|--------------------|--|
| | 電気工作物の保安の業務を行うものとする。 |
| ④ 電気工事士 | 契約電力 500 kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。 |
| ⑤ 実施工程表及び
施工計画書 | (1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。
(2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。 |
| ⑥ 使用材料発注先調査 | 使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査を作成し提出する。 |
| ⑦ 発生材の処理 | (1) 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有 ()
(2) 引渡しを要するもの以外 ・ 構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。
(3) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有 ()
(4) 再利用又は再資源化を図るもの
・ 無 ・ 有 (・ コンクリート ・ 木材 ・ アスファルト ・ 金属くず ・ ダンボール類) |
| ⑧ 監督員事務所 | ② 設けない ・ 設ける (規模 :)
・ 備品 () |
| ⑨ 工事用仮設物 | すべて請負者の負担とする。 |

11 足場・さん槽類

- | | |
|----------------|---|
| 12 工事用電力・水・その他 | <p>・本工事で設置する。</p> <p>・内部仮設足場等（・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・ ）</p> <p>・外部仮設足場等（・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ） ・防護シート（ ）</p> <p>本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。</p> |
|----------------|---|

13 工 事 写 真

- 16 耐震施工
- (1) 設計用水平地震力
機器の重量〔kgf〕に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次のによる。

項 目	特 記 事 項					
	設計用標準水平地震強度					
	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	
中 間 階	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0	
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6	
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6	

（※1）水槽類にはオイルタンク等を含む。

◎重要機器の定義は次による。

・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ・

◎上層階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、
10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

(2)設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

17 あと施工アンカー

(1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）8章の2第8.2.4及び10節による。

(2)上記以外の機器類は建築工事改修仕様書6章による。

（引抜き試験を ・ 実施する ・ 実施しない）

18 防火区画等の貫通処理

電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真を提出する。

19 電線・ケーブル

・ EEM-EEF は紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「ライオン」電線 EEM-EEF」と表記されたものを使用する。

・ EEM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースに JIS規格による EEM-ケーブルの耐燃性ポリエーレンを用いたもの。

20 予 備 配 管

埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで上上げる。

21 呼 び 線

長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線棒を挿入する。

22 金属製電線管の塗装

下記の見出し配管は塗装を行う。

・ 屋 外 ・ 屋 内 ()

23 埋 め 戻 し 土

・ 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める

24 建設発生土の処理

・ 増外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し

25 ケーブル埋設票

(1) 地中経路には、ケーブル埋設票をもうける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製

(2) 低圧地中配線にあっても地中線理設票シートを敷設する。

(3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線理設票シートは2条以上敷設する。

26 ブルボックス

(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。

(2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。

27 フラッシュプレート

図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ◎金属製 ・ 樹脂製

28 プレートを用意表示

ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を裏面しないプレートには、用途を明示した略称をつける。

29 配 線 器 具

タンブラスイッチは通用形とする。

壁付けコンセント(2P15A)は原則として通用形とする。ただし、2口の場合は模式を使用してもよい。また(2P15A)以外はすべてキャップとする。

30 フロアコンセント

・ 直付(ビス止め)型上下式(・ 銅合金製 ・ アルミ製)とする

・ 直付(ビス止め)型重直上下式(銅合金製)とする

本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。

31 機器への接続

(1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。

(2) 学校施設における室内照度測定(測定教室： 個所、測定黑板面： 個所)

※教室の照度は、1教室当たり机上面より、黒板黒面90度で測定する。

32 照 度 測 定

(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線絡線図・総線抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。

(2) 端子盤には、線番表・総線表を備え付ける。

33 盤 類

長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目

<資材> ・ 照明知照システム ・ 変圧器 ・ ()

<建設機器> ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器

34 グリーン購入の推進

工事区分表(平成 年版)による。ただしこれより難しい場合は監督職員と協議する。

35 他工事又は他工種との取り合い

保安区等の各種措置及び電子納品については、別途「特記仕様書(共通事項)」による。

36 その他及び電子納品

(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される。当該入札公告の添付図書

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個 別 提 出 物	一 括 提 出 物
1 完成図 ・ 原図 (A 1 版 ケース入り) ・ 隔面 (A 1 2 つ折り製本 1 部) ・ マイクロフィルム (アーチャカード貼付 台紙は黄色) ○ CAD データ	⑤ 機器完成図 ⑥ 工事写真 ⑦ 完成写真 ⑧ 工事記録 (打合せ簿、工事日誌、協議書) ⑨ 機材の試験成績書 ⑩ 施工の試験成績書 ⑪ 社内試験成績書 ⑫ 発生材処理報告書 (廃棄物処理実施書・運搬及び処理の委託契約書の写し・マニフェストの写し、フロー図)
2 設計図 ・ マイクロフィルム (アーチャカード貼付 台紙は青色)	⑬ 納入品一覧表
3 引渡書	14 官公署手続、検査書 (管理用正本、写し)
4 納入品 ・ 予備品 ・ ハンドホールフック、ジャッキ ○ 盗難の鍵	⑮ 保全に関する資料 (取扱説明書も含む)

3 ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
 ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)

- ・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
- ・ブロックの仕様は国土交通省仕様準ずるとする。

ハンドホール No. -	1,500×1,500×1,500 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No. -	1,200×1,200×1,500 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,400 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,100 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No. -	1,000×1,000×900 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No. -	900×900×1,100 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No. -	900×900×900 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既設置場付)
ハンドホール No. -	600×600×680 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既設置場付)
ハンドホール No. -	450×450×680 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※植栽帯等車道の通行の恐れがない場所、 収容ケーブルが少ない場所に限る

4 接 地 極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

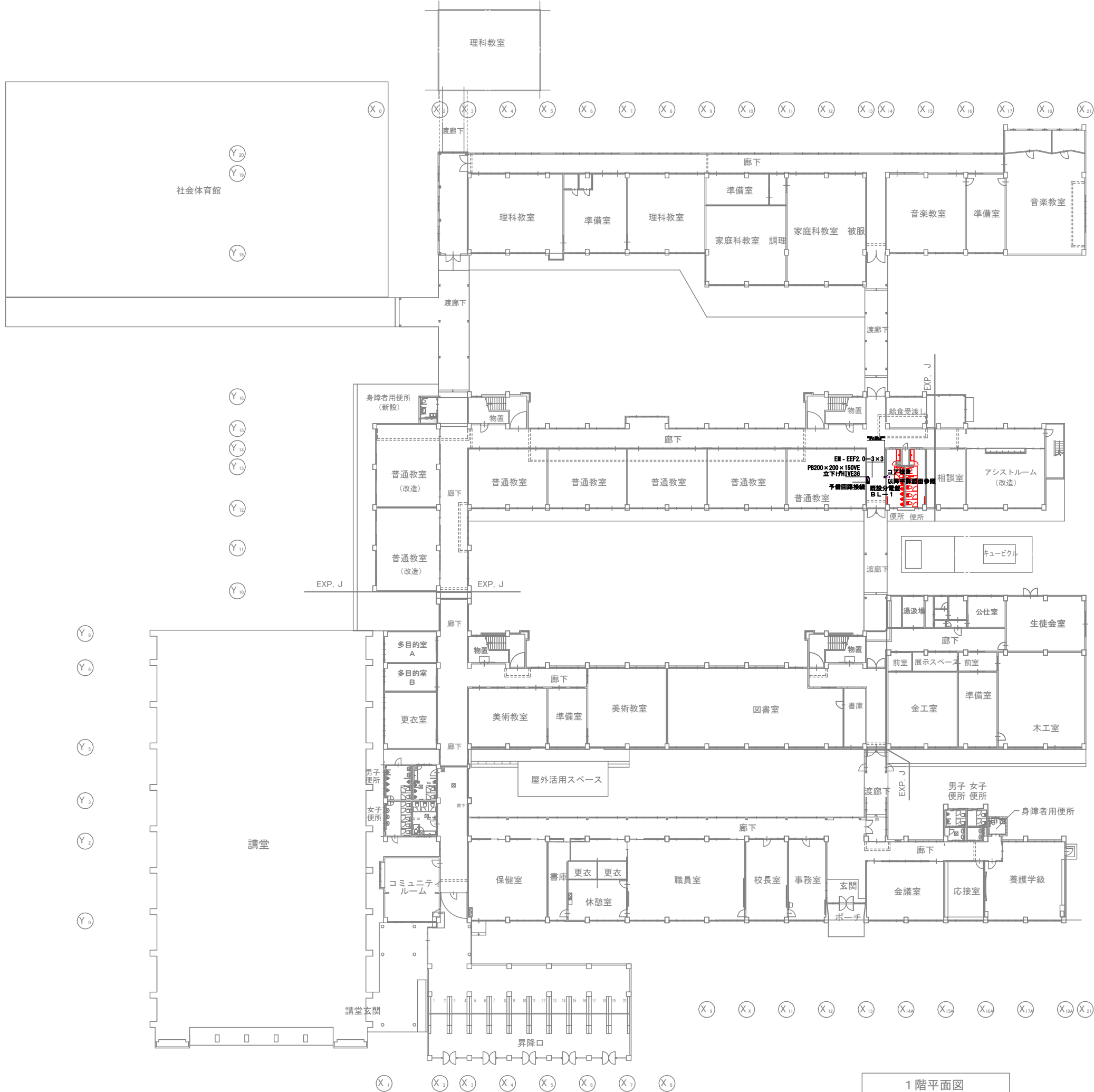
A 種 接 地	銅板 1.5t×900mm×900mm リード端子付 堀削展張中心深さ 2m	補助接地棒 (連結式 10φ×1.500) 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
B 種 接 地	銅板 1.5t×600mm×600mm リード端子付 堀削展張中心深さ 2m	補助接地棒 (連結式 10φ×1.500) 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
C 種 接 地	銅板 1.5t×300mm×300mm リード端子付 堀削展張中心深さ 1.5m	補助接地棒 (連結式 10φ×1.500) 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
D 種 接 地	接地棒 (10φ×1.500)	リード端子付 打ち込み 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)

5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

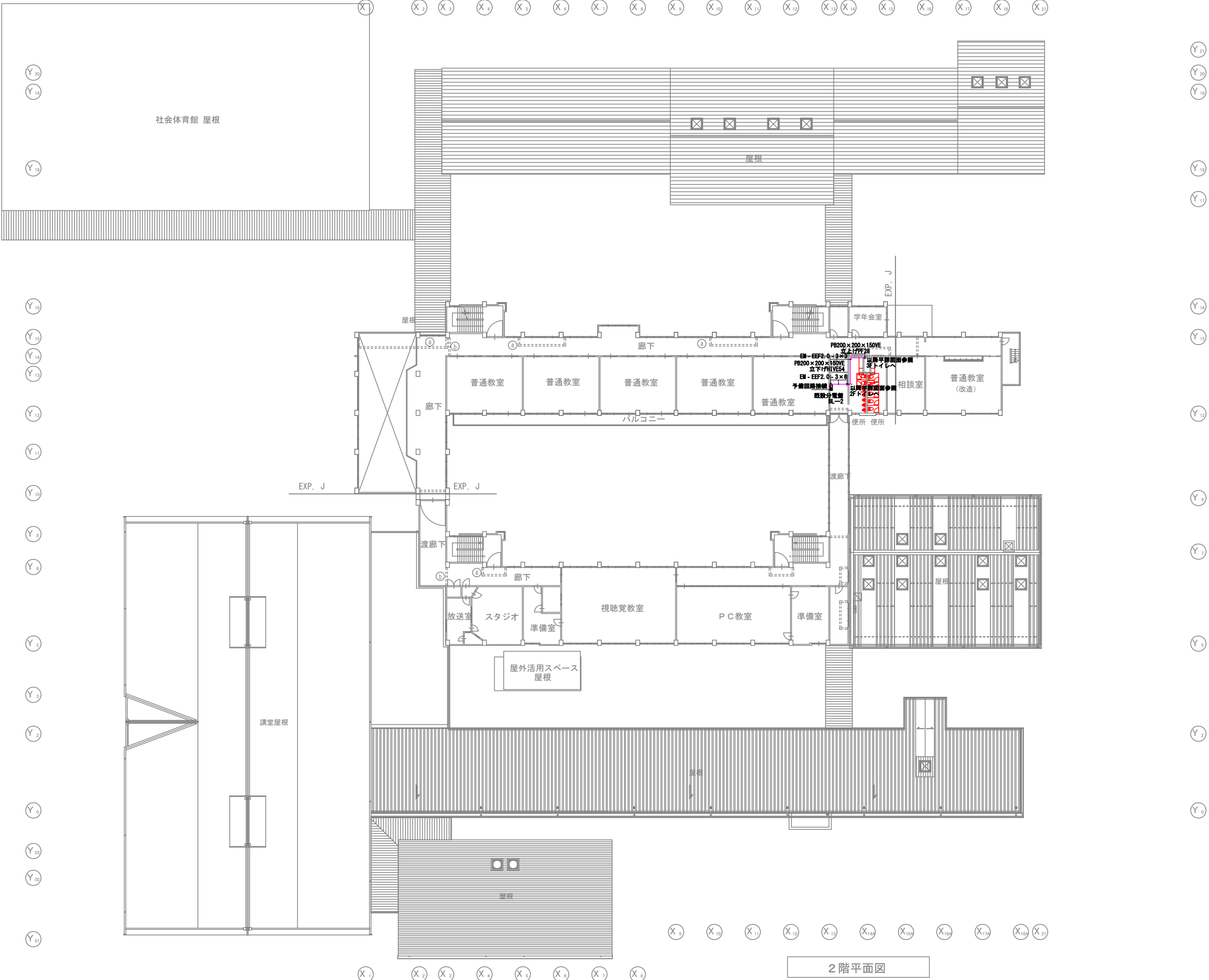
	名 称	測 点	取付高 (mm)		名 称	測 点	取付高 (mm)
共通	取引用計器 引込開閉器	地上～上端	2,000	時計	壁掛形時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	警報器	床上～中心	1,800		子 時 計	〃	(天井高)×0.9
			1,500		壁掛形スピーカ アッテネーター	〃	(天井高)×0.9 1,300
電	分 電 盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	拡声	表 示 盤	床上～中心	(天井高)×0.9
	タンブラスイッチ 〃 (身障者用)	〃	1,300		壁 付 発 信 器	〃	1,300
	コンテナー(一般)	〃	1,100		ベ ル	〃	(天井高)×0.9
	〃 (和室)	〃	300	表	ブ ザ ー	〃	(天井高)×0.9
	〃 (便所等)	〃	150		押 ボ タ ン	〃	1,300
	〃 (台上)	台上～中心	500		〃 (身障者用押釦)	〃	900
	ブラケット(一般)	床上～中心	150	示	身 障 者 用 表 示 灯	〃	2,000
	ブラケット(縁場)	床上～中心	2,100		復 帰 ボ タ ン	〃	1,800
	〃 (鏡上)	鏡端～中心	2,500	イ	壁 付 インターホン 〃 (身障者用)	床上～中心	1,500
	避難口誘導灯	床上～下端	150		壁 付 位置ボックス	〃	1,100
灯	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,500以上 1,000以下		壁 付 位置ボックス (壁付インターホンを除く)	〃	
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	ー ホ ン	〃 (一般)	〃	300
	手元開閉器	〃	1,500		〃 (和室)	〃	150
	操作スイッチ	〃	1,300		レ		
	押ボタン	〃		テレビ 共同受信	機 器 収 容 箱 アウトレット	床上～中心	(天井高)×0.9
電	室内端子盤 (廊下・室内)	床上～下端	300	火	〃 (一般)	〃	300
	中間端子盤 (EPS・電気室)	床上～中心	1,500		〃 (和室)	〃	150
	集合保安装置	〃	(天井高)×0.9	災	受 信 機	床上～操作部	800～1,500
	壁付アウトレット	〃			副 受 信 機	〃	800～1,500
	ボックス(一般)	〃	300		機 器 収 容 箱	床上～中心	800～1,500
話	〃 (和室)	〃	150	報 知	発 信 器	〃	800～1,500
					ペ ル	〃	(天井高)×0.9
					消 火 栓 表 示 灯	〃	(天井高)×0.9

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

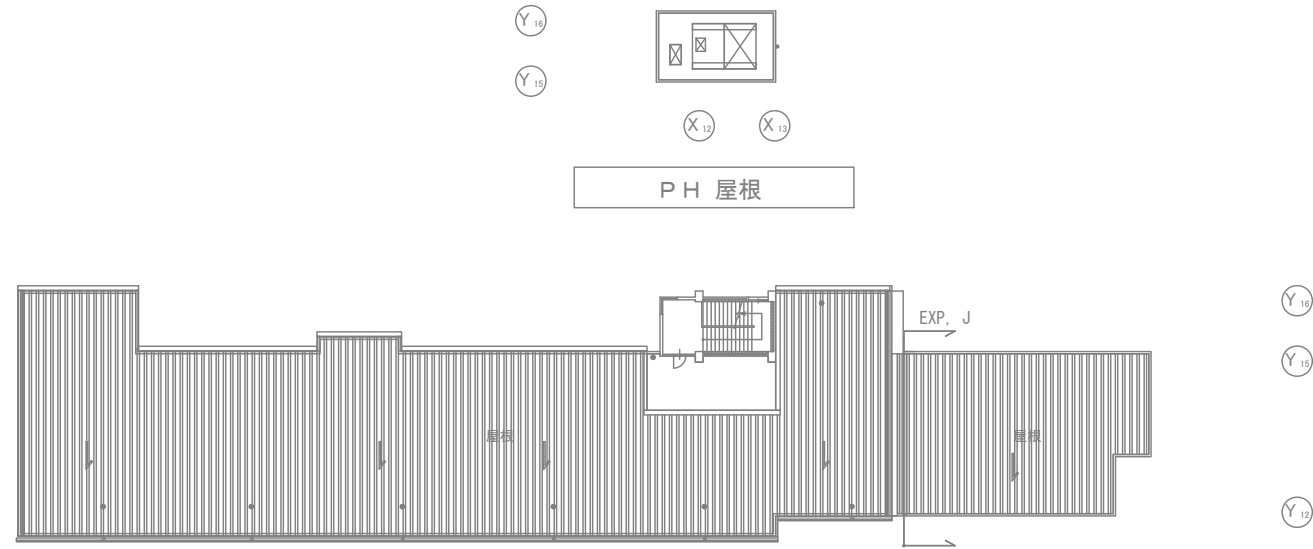


1 階平面図



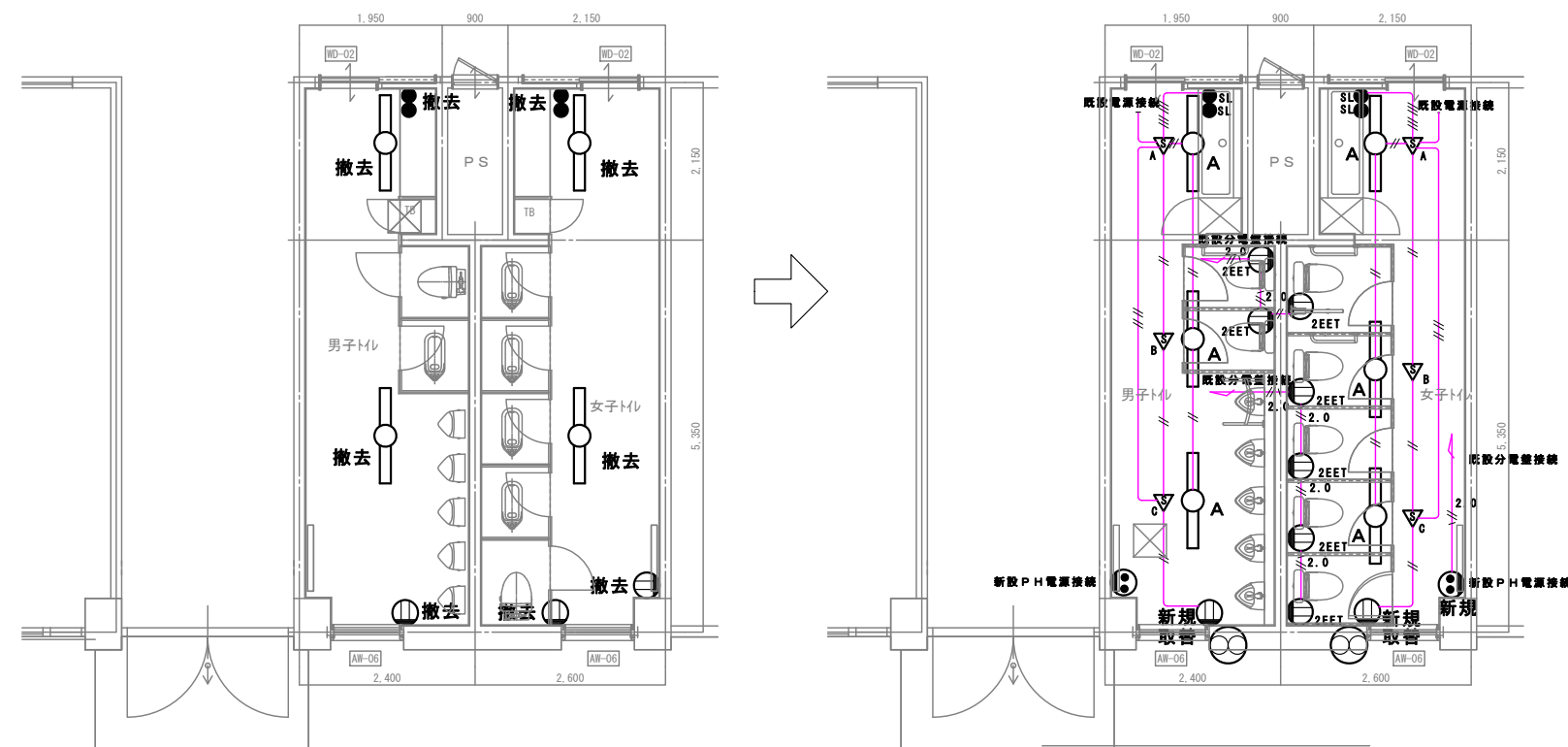


2 階平面図



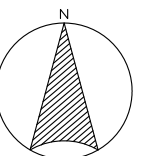
現況

改修



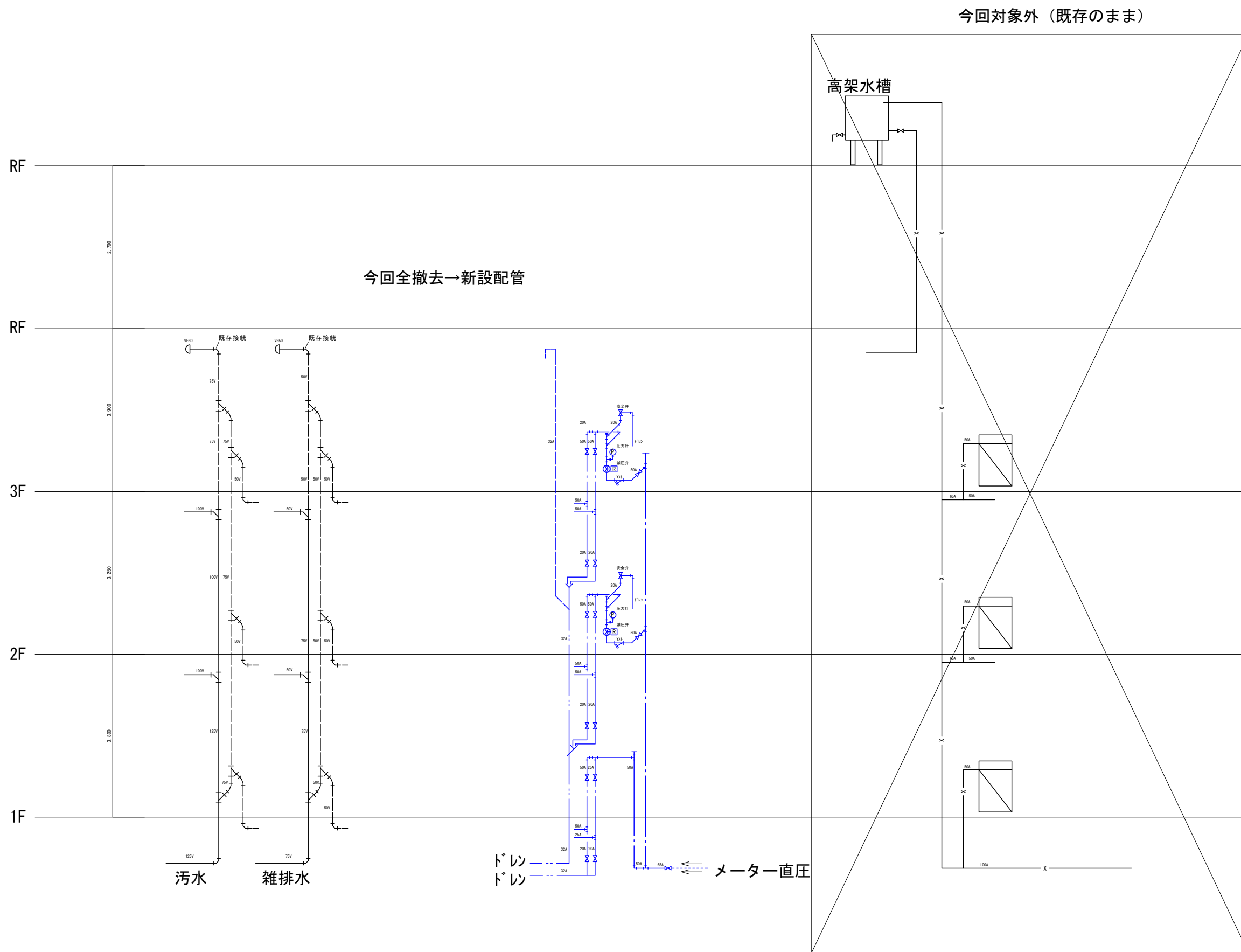
既設照明器具撤去・新設LED照明器具取付	(照明器具 A 直付XLX420AENPL9相当品)
既設スイッチ・コンセント撤去	新規取替
洋風便器コンセント新規取付	(2P15A×2接地極接地端子付立下げメタルモール保護)
女子トイレパネルヒーター電源新規配線接続	

凡例・熱線センサー付自動スイッチ	
	熱線センサー付自動スイッチ操作ユニット 照明・換気扇 2回路用 (立下げメタルモール保護)
	熱線センサー付自動スイッチ 親機 8 A
	熱線センサー付自動スイッチ 子機
	熱線センサー付自動スイッチ子機 換気扇接続端子付
	熱線センサー付自動スイッチ 親機 3 A
	熱線センサー付自動スイッチ親機 換気扇接続端子付

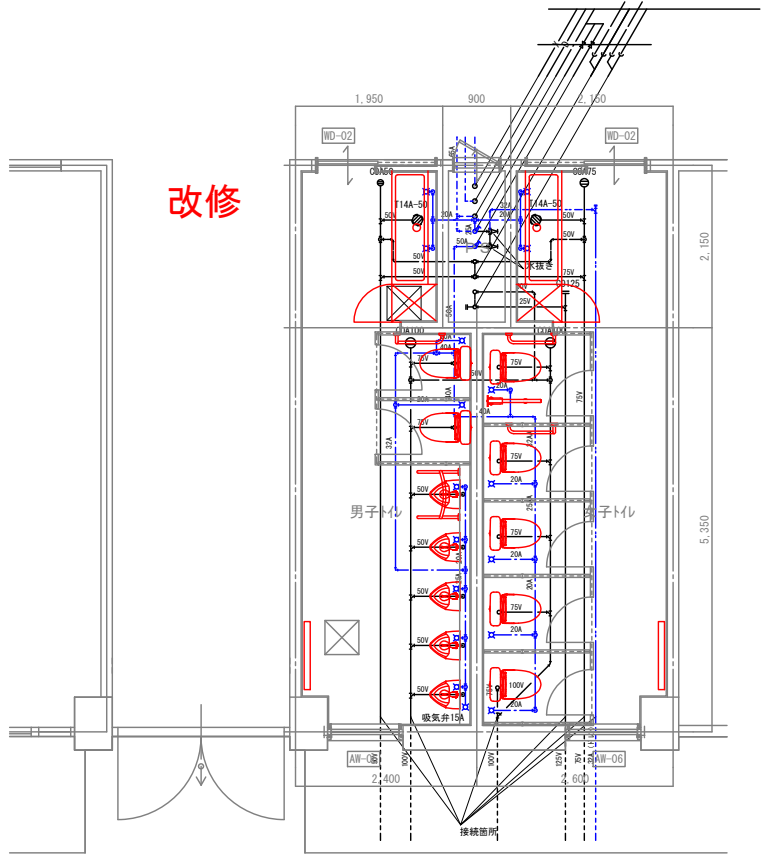
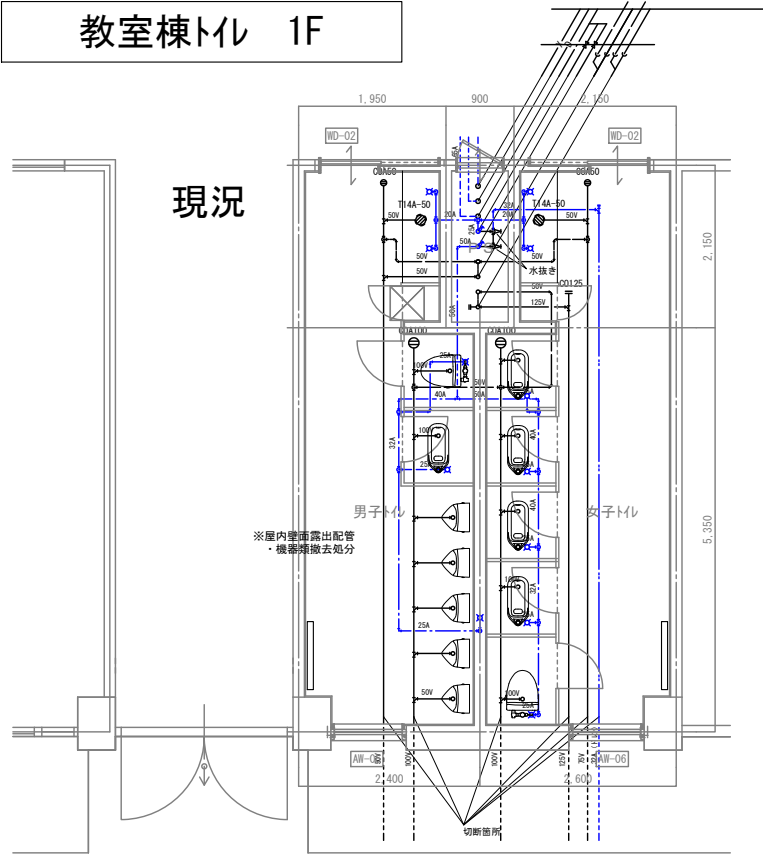


機 器 器 具 表

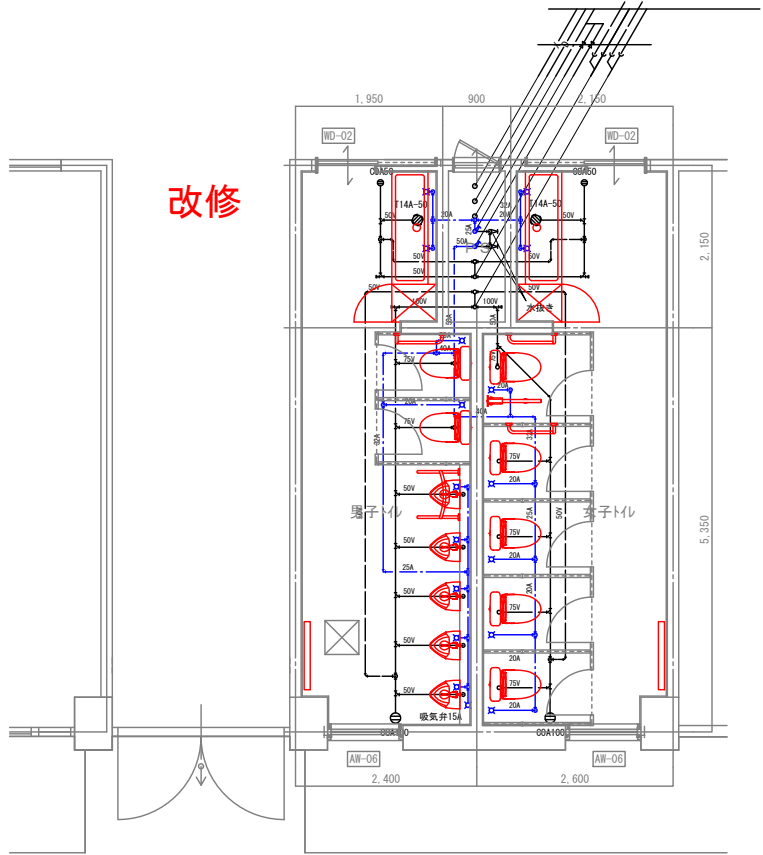
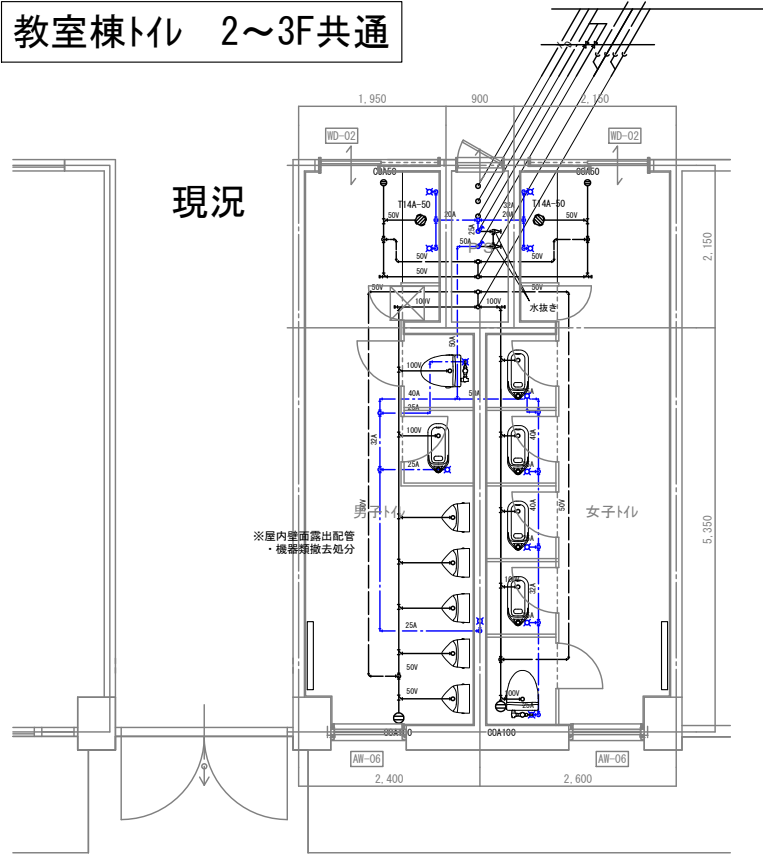
[illegible]



教室棟トイレ 1F

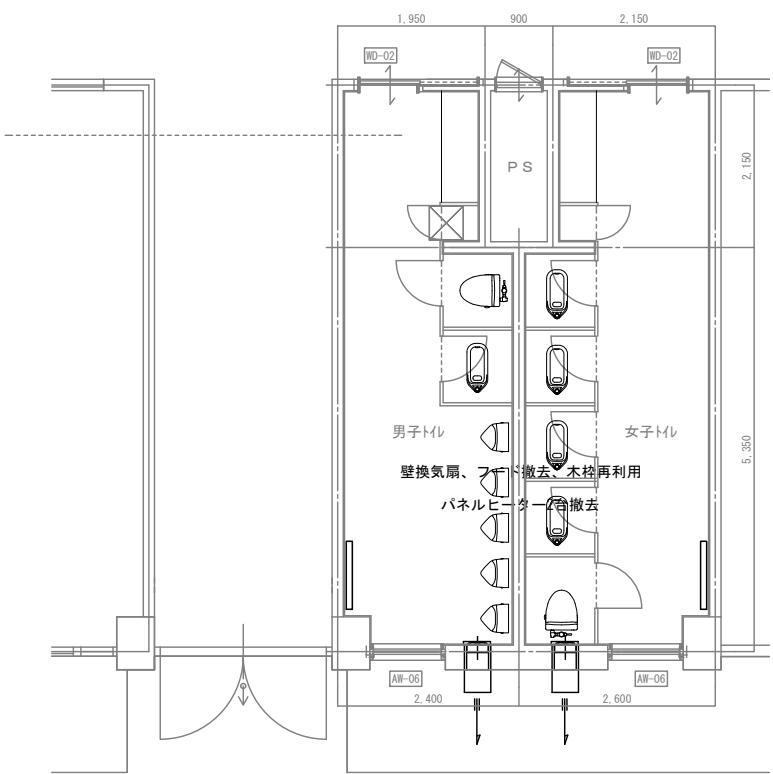


教室棟トイレ 2～3F 共通

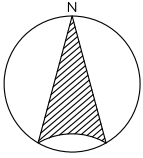
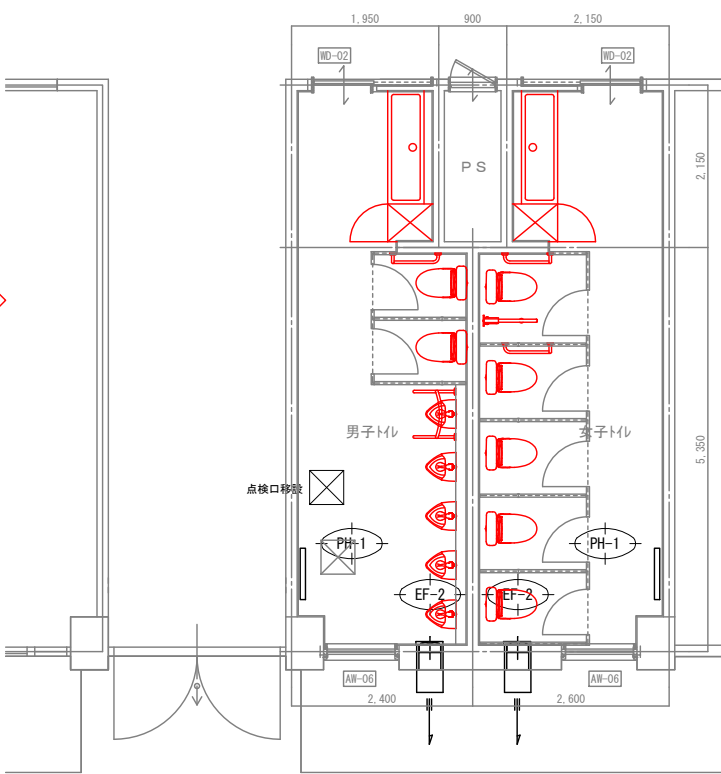


教室棟トイレ 1～3F共通

現況



改修



安曇野市

担当

工事名称

令和6年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）

図面名称

機械換気設備平面図 現況・改修

縮尺

A1:1/ 50 A3:1/100

日付

NO.

M-05

	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	令和 6 年度（明許繰越）三郷中学校トイレ改修工事（Ⅱ期）						
		総 括 表					
I	直接工事		1.00	式			
	直接工事費計						
II	共通費						
	共通仮設費 指定仮設		1.00	式			
	比率計上		1.00	式			
	純工事費						
III	現場管理費		1.00	式			
	工事原価						
IV	一般管理費		1.00	式			
	積算価格						
V	消費税						
	総合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	共通仮設 指定仮設費						
		科目内訳書					
1	指定仮設		1.0	式			
	B. 合 計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	指定仮設						
	交通誘導員B		50.0	人			
	室内環境測定	パッシブ法 6項目 工事前後2回 各6室想定	12.0	回			
	1. 小計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A	建築工事	科目内訳書					
A-a	建築工事 補助対象工事		1.0	式			
A-b	建築工事 補助対象外工事		1.0	式			
	建築工事 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a	建築工事 補助対象工事	科目内訳書					
A-a-1	直接仮設工事		1.0	式			
A-a-2	金属工事		1.0	式			
A-a-3	左官工事		1.0	式			
A-a-4	金属製建具工事	トイレブース	1.0	式			
A-a-5	木製建具工事		1.0	式			
A-a-6	塗装工事		1.0	式			
A-a-7	内装工事		1.0	式			
A-a-8	雑工事		1.0	式			
	A-a. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-b	建築工事 補助対象外工事	科目内訳書					
A-b-1	直接仮設工事		1.0	式			
A-b-2	仮設トイレ設置工事		1.0	式			
	A-b. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-1	直接仮設工事						
	墨出し	仕上	107.0	m ²			
	養生費	躯体仕上	107.0	m ²			
	清掃片付け		107.0	m ²			
	引き渡し前清掃		107.0	m ²			
	内部仕上用足場	脚立足場 2ヶ月	107.0	m ²			
	1. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-2	金属工事						
	LGS下地組 天井	既設吊りボルト再利用 19形	107.0	m ²			
	LGS下地組 内壁 ライニング W100		26.9	m ²			
	天井点検口	1階天井共 □450 アルミ目地タイプ	6.0	ヶ所			
	天井下地補修		107.0	m ²			
	2. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-3	左官工事						
	床 既存和便器撤去跡補修	鉄筋補強共	15.0	ヶ所			
	床 既存洋便器撤去跡補修		6.0	ヶ所			
	床 既存小便器撤去跡補修		15.0	ヶ所			
	床 既存点検口撤去跡補修		1.0	ヶ所			
	壁下地調整 薄塗り補修	躯体孕み凹み調整 塗厚3～10mm程度	248.0	m ²			
	3. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-4	金属製建具工事 トイレブース						
	TB-01	材工共	3.0	ヶ所			
	TB-02	材工共	3.0	ヶ所			
	4. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-5	木製建具工事						
	WD-02 教室棟便所入口引戸		6.0	ヶ所			
	金物類		1.0	式			
	取付施工費		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	5. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-6	塗装工事						
	天井 EP	新設ケイ化面 下地処理共	107.0	m ²			
	建具枠		48.0	m			
	建具本体 木部 OSCL		21.6	m ²			
	窓枠 SOP		20.4	m			
	6. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-7	内装工事						
	天井ケイカル板 t=6.0		107.0	m ²			
	天井化粧石膏ボード t=9.5		5.9	m ²			
	天井廻り縁 フケ [〃]		42.1	m			
	壁不燃化粧板 t=3.0	ジョイナー工法	248.0	m ²			
	床長尺塩ビシート t=2.5	新設	107.0	m ²			
	ソト巾木		120.0	m			
	小便器用汚垂れ石	セラミック内装床陶板	6.3	m ²			
	ライニング天板 [〃] ストフォーム	接合部シール共	22.5	m			
	ライニング下地耐水石膏ボード [〃] 設置	材工共	26.9	m ²			
	7. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-a-8	雑工事						
	トイレブース荷掛フック金物取付	ホームフックC型大 材工共	21.0	ヶ所			
	床下点検口改修		4.0	ヶ所			
	K-3 教室棟トイレ男子	SUS流し台 800*1500*480	3.0	ヶ所			
	K-4 教室棟トイレ女子	SUS流し台 800*1500*480	3.0	ヶ所			
	K-5 掃除用具入れ	メラミン加工品 450*600*2000	6.0	ヶ所			
	運搬取付費		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	8. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-b-1	直接仮設工事						
	外部足場		1.0	基			
	外部足場 場内小運搬		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	搬入路床養生		206.0	m ²			
	1. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A-b-2	仮設トイレ設置工事						
	仮設洋式トイレ	水洗 14台	3.0	ヶ月			
	運搬費	搬出入	2.0	回			
	基本管理料		1.0	式			
	仮設小使用トイレ	水洗 6台	3.0	ヶ月			
	運搬費	搬出入	2.0	回			
	基本管理料		1.0	式			
	仮設流し台 SUS	4台	3.0	ヶ月			
	仮囲い 一側足場	H2.5程度 掛払い	56.0	m			
	防災シート張り	シート損料 張り外し	56.0	m			
	足場板、雑材損料		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	2. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B	解体工事	科目内訳書					
B-a	解体工事 補助対象工事		1.0	式			
	解体工事 合計						
B-a	解体工事 補助対象工事						
	直接仮設工事	建築内訳に計上					
B-a-1	建物解体処分		1.0	式			
B-a-2	機器類解体処分		1.0	式			
B-a-3	管材その他処分		1.0	式			
B-a-4	アスベスト含有材除去		1.0	式			
	補助対象工事 小計		1.0	式			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B-a	解体工事 補助対象工事						
B-a-1	建物解体処分						
	天井材 LGS下地共	撤去	106.0	m ²			
	同上	積込	106.0	m ²			
	同上	運搬	106.0	m ²			
	同上	処分	106.0	m ²			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	便所建具引戸	撤去	6.0	本			
	同上	積込	6.0	本			
	同上	運搬	6.0	本			
	同上	処分	6.0	本			
	ライニング 天板 [※]	撤去	18.6	m			
	同上	積込	18.6	m			
	同上	運搬	18.6	m			
	同上	処分	18.6	m			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	ライング 下地CB	撤去	21.4	m ²			
	同上	積込	21.4	m ²			
	同上	運搬	21.4	m ²			
	同上	処分	21.4	m ²			
	1. 小計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B-a-2	機器類解体処分						
	和便器	斫り（撤去 機械設備工事計上）	15.0	ヶ所			
	同上	積込	15.0	ヶ所			
	同上	運搬	15.0	ヶ所			
	同上	処分	15.0	ヶ所			
	腰掛け便器	斫り（撤去 機械設備工事計上）	6.0	ヶ所			
	同上	積込	6.0	ヶ所			
	同上	運搬	6.0	ヶ所			
	同上	処分	6.0	ヶ所			
	小便器	斫り（撤去 機械設備工事計上）	15.0	ヶ所			
	同上	積込	15.0	ヶ所			
	同上	運搬	15.0	ヶ所			
	同上	処分	15.0	ヶ所			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	手洗い流し SUS	撤去	6.0	ヶ所			
	同上	積込	6.0	ヶ所			
	同上	運搬	6.0	ヶ所			
	同上	処分	6.0	ヶ所			
	単水栓	撤去 機械設備工事計上					
	同上	積込	12.0	ヶ所			
	同上	運搬	12.0	ヶ所			
	同上	処分	12.0	ヶ所			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	化粧鏡	撤去 機械設備工事計上					
	同上	積込	12.0	ヶ所			
	同上	運搬	12.0	ヶ所			
	同上	処分	12.0	ヶ所			
	紙巻器	撤去	21.0	ヶ所			
	同上	積込	21.0	ヶ所			
	同上	運搬	21.0	ヶ所			
	同上	処分	21.0	ヶ所			
	2. 小計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B-a-3	管材その他処分	撤去は機械設備工事計上					
	機械明細011相当分 給水管	積込	1.0	式			
	同上	運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	機械明細012相当分 給水管保温材	積込	1.0	式			
	同上	運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	機械明細013相当分 排水管	積込	1.0	式			
	同上	運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	機械明細007, 014, 021相当分 排水管保温材	積込	1.0	式			
	同上	運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	パネルヒーター	積込	6.0	台			
	同上	運搬	6.0	台			
	同上	処分	6.0	台			
	換気扇	積込	6.0	台			
	同上	運搬	6.0	台			
	同上	処分	6.0	台			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	照明器具	積込	12.0	台			
	同上	運搬	12.0	台			
	同上	処分	12.0	台			
	3. 小計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B-a-4	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材除去						
	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ/L2 ｸﾞﾛｰﾌﾟﾊﾞｯｸ工法	1.0	式			
	3. 小計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
C	電気設備工事						
	電気設備 補助対象工事						
C-a	教室棟トイレ1～3F		1.0	式			
	電気設備 補助対象工事		1.0	式			
	電気設備工事 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
C-a	教室棟トイレ1～3F						
	ケーブル	EM-EEF2.0-3C (隠蔽)	445.0	m			
	ケーブル	EM-EEF2.0-3C (管内)	205.0	m			
	ケーブル	EM-EEF1.6-2C (隠蔽)	120.0	m			
	ケーブル	EM-EEF1.6-3C (隠蔽)	60.0	m			
	1種金属線ぴ (MMI)	A型	81.0	m			
	1種金属線ぴ (MMI)用ボックス	角型1個用	33.0	個			
	1種金属線ぴ (MMI)	コーナーボックス	33.0	個			
	プルボックス	200*200*150VE	7.0	個			
	硬質ビニル電線管	VE36	3.0	m			
	硬質ビニル電線管	VE54	3.0	m			
	合成樹脂可とう電線管	PF28	10.0	m			
	配管支持材		1.0	式			
	埋込コンセント新金-P	2P15A * 2 (接地極) +ET	21.0	個			
	埋込コンセント新金-P	2P15A * 1	6.0	個			
	熱線センサー付スイッチ (A)	WTK24818	6.0	個			
	熱線センサー付スイッチ (B)	WTK2910K	6.0	個			
	熱線センサー付スイッチ (C)	WTK29318	6.0	個			
	熱線センサー付操作スイッチ	WTC5822W	6.0	個			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	ノズルプレート新金-P		6.0	個			
	VE製アウトレットボックス(カバー付き)	中四角浅型D44	10.0	個			
	照明器具A	直付XLX420AENPLE9	18.0	台			
	パネルヒーター電源接続費		6.0	回			
	埋込コンセント撤去	1P15A*1	6.0	個			
	既設埋込スイッチ撤去	1P15A*1+1P15A(L)*1	6.0	個			
	既設照明器具撤去	HF32W*1相当露出型	12.0	台			
	既設配線配管撤去		3.0	ヶ所			
	コア抜き	50mm	12.0	ヶ所			
	防火区画貫通処理	50mm	9.0	ヶ所			
	小計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D	機械設備工事						
D-a	教室棟トイレ1～3F		1.0	式			
	機械設備 補助対象工事		1.0	式			
D-b	仮設トイレ設置に伴う給排水設備工事		1.0	式			
	機械設備 補助対象外工事		1.0	式			
	機械設備工事 合計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-a	教室棟トイレ1～3F						
D-a-1	衛生器具設備工事		1.0	式			
D-a-2	給水設備工事		1.0	式			
D-a-3	排水設備工事		1.0	式			
D-a-4	暖房設備工事		1.0	式			
D-a-5	換気設備工事		1.0	式			
	工事計		1.0	式			
D-b-1	仮設トイレ設置に伴う給排水設備工事		1.0	式			
	工事計		1.0	式			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-a	教室棟トイレ1～3F						
D-a-1	衛生器具設備						
	洋風便器	CFS494BCK TCF5534 YH650	21.0	台			
	小便器	UFH500 TG600PL T9R	15.0	台			
	小便器用手すり	T112CU22 T110D15	3.0	個			
	単水栓（レバー式）	T130AEQF13C	12.0	個			
	ステンレス流し台	排水トラップも建築工事 接続のみ本工事	6.0	台			
	化粧鏡	YM4560A	12.0	枚			
	L型手すり	T112CL10 T110D16 T110D34	9.0	個			
	可動式手すり（700）	T112HK7R	3.0	個			
	器具撤去		1.0	式			機械明細008
	D-a-1－計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-a-2	給水設備工事						
	給水管		1.0	式			機械明細009
	ドレン管	便所 VB25A	26.0	m			
	ドレン管	便所 VB32A	21.0	m			
	バルブ	65A	2.0	箇所			
	バルブ	50A	2.0	箇所			
	バルブ	25A	2.0	箇所			
	水抜きバルブ	20A	4.0	箇所			
	減圧弁	50A	2.0	箇所			
	Yスト	50A	2.0	箇所			
	圧力計	15A	2.0	箇所			
	安全弁	20A	2.0	箇所			
	吸気弁	15A	3.0	個			
	保温工事		1.0	式			機械明細010
	管撤去		1.0	式			機械明細011
	保温撤去		1.0	式			機械明細012
	コア抜き	50φ×300L	27.0	箇所			
	コア抜き	50φ×200L	7.0	箇所			
	コア抜き	80φ×200L	9.0	箇所			
	コア抜き	100φ×300L	3.0	箇所			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	コア抜き	100φ×200L	1.0	箇所			
	既存管切断	鋼管 32A	1.0	箇所			
		鋼管 50A	1.0	箇所			
		鋼管 65A	1.0	箇所			
	D-a-2-計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-a-3	排水設備工事						
	硬質塩化ビニール管	便所・床下 VP50	18.0	m			
		便所・床下 VP75	26.0	m			
		便所・床下 VP100	12.0	m			
		便所・床下 VP125	12.0	m			
	耐火2層管	便所・天井PS VP50	38.0	m			
		便所・天井PS VP75	19.0	m			
		便所・天井PS VP100	28.0	m			
	通気管	便所 床下 VP50	17.0	m			
		便所 天井PS 耐火2層VP50	49.0	m			
		便所 天井PS 耐火2層VP75	12.0	m			
	床上掃除口	COA 50A	6.0	個			
	床上掃除口	COA 80A	1.0	個			
	床上掃除口	COA 100A	6.0	個			
	床下掃除口	CO 125A	1.0	個			
	管撤去		1.0	式			機械明細013
	保温撤去		1.0	式			機械明細014
	コア抜き	80φ×300L	41.0	箇所			
	コア抜き	100φ×300L	27.0	箇所			
	コア抜き	150φ×300L	7.0	箇所			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	コア抜き	80φ×200L	11.0	箇所			
	コア抜き	150φ×200L	4.0	箇所			
	コア抜き	200φ×200L	1.0	箇所			
	既存管切断	樹脂管 50	2.0	箇所			
		樹脂管 75	2.0	箇所			
		樹脂管 100	2.0	箇所			
		樹脂管 125	1.0	箇所			
	D-a-3-計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-a-5	換気設備工事						
	EF-2壁換気扇 据付費共	EX-25EK9-C P-25CVS5 P-25KS4	6.0	台			
	換気扇撤去	EX25系 ウェザ-カバー共	6.0	台			
	D-a-5-計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-b-1	仮設トイレ設置に伴う給排水工事						
	既存管分岐工	40A*40	2.0	箇所			
	断水通水作業		1.0	式			
	給水配管	HIVP40	38.4	m			
	フレキ管	Φ13*2.0m以下	26.0	本			
	ホーム水栓	Φ13	6.0	個			
	不凍栓	Φ40*0.6H	2.0	本			
	不凍栓ボックス	樹脂製 Φ150	2.0	本			
	既存樹接続工	ホソ-Φ300*100	1.0	箇所			
	排水配管	VU100	36.0	m			
	排水配管	VU75	13.0	m			
	排水配管	VU50	13.0	m			
	ラインクォットラップ	Φ50	2.0	箇所			
	排水点検口	C0100	1.0	箇所			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D-b-1							
	機器接続		26.0	個			
	配管工		1.0	式			
	埋設費		1.0	式			
	整地工		1.0	式			
	固定作業	土嚢袋	1.0	式			
	撤去費		1.0	式			
	消耗品雑材		1.0	式			
	産廃処理費		1.0	式			
	重機運搬費		2.0	往復			
	法定福利費		1.0	式			
	D-b-1－計						

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	機械設備工事－機械明細						
	教室棟トイレ1～3F						
機械明細 08	衛生器具撤去						
	洋風便器	フラッシュ弁	6	台			
	和風便器	フラッシュ弁	15	台			
	小便器		15	台			
	単水栓		12	個			
	化粧鏡		12.0	枚			
	合計						
機械明細 09	給水管						
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 VB	機械室・便所 20A	82.0	m			
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 VB	機械室・便所 25A	10.0	m			
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 VB	機械室・便所 32A	24.0	m			
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 VB	機械室・便所 40A	8.0	m			
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 VB	機械室・便所 50A	29.0	m			
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 VB	機械室・便所 65A	11.0	m			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	合計						
機械明細 010	保温						
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 20A	66.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 25A	10.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 32A	17.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 40A	8.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 50A	29.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 65A	11.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	天井PS内 20A	16.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	天井PS内 32A	7.0	m			
	合計						
機械明細 011	給水管撤去						
	鋼管	機械室・便所・暗渠 20A	25.0	m			
	鋼管	機械室・便所・暗渠 25A	55.0	m			
	鋼管	機械室・便所・暗渠 32A	8.0	m			
	鋼管	機械室・便所・暗渠 40A	9.0	m			
	鋼管	機械室・便所・暗渠 50A	32.0	m			
	鋼管	機械室・便所・暗渠 65A	10.0	m			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	鋼管（ドレン管）	機械室・便所・暗渠 20A	28.0	m			
	鋼管（ドレン管）	機械室・便所・暗渠 32A	22.0	m			
	バルブ	65A	1	個			
	バルブ	50A	7	個			
	バルブ	25A	1	個			
	水抜きバルブ	20A	6	個			
	減圧弁	50A	2	個			
	Yスト	50A	2	個			
	圧力計	15A	2	個			
	安全弁	20A	2	個			
	合計						
機械明細 012	保温撤去						
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 20A	25.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 25A	55.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 32A	8.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 40A	9.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 50A	32.0	m			
	ポリスチレンホーム保温筒	暗渠内 65A	10.0	m			
	ドレン管 ポリスチレンホーム保温筒	天井PS内 20A	28.0	m			

	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	ドレン管 ポリスチレンホーム保温筒	天井PS内 32A	22.0	m			
	合計						
機械明細 013	管撤去						
	塩ビ管	機械室・便所 50A	53.0	m			
	塩ビ管	機械室・便所 75A	15.0	m			
	塩ビ管	機械室・便所 100A	64.0	m			
	塩ビ管	機械室・便所 125A	12.0	m			
	通気 塩ビ管	機械室・便所 50A	63.0	m			
	通気 塩ビ管	機械室・便所 75A	12.0	m			
	鉛管	機械室・便所 50A	8.0	m			
	鉛管	機械室・便所 80A	11.0	m			
	床上掃除口	COA 50A	6.0	個			
	床上掃除口	COA 100A	6.0	個			
	床下掃除口	CO 125A	1.0	個			
	排水トラップ	T14A-50	6.0	個			
	合計						

[illegible]